

E・H・ハンターと市之川鉾山事件

矢 野 達 雄

目 次

はじめに

- 一 E・H・ハンターについて
- 二 市之川鉾山事件に関与した人々
- 三 市之川鉾山事件の展開とE・H・ハンター
むすび

は じ め に

エドワード・ハズレット・ハンター Edward Hazlett Hunter は、神戸外国人居留地の歴史に名を留める著名な英国人実業家である。彼の名は、神戸市中央区山本通にある「ハンター坂」に残り、もと北野町にあった彼の居宅「ハンター邸」は、王子動物園内に移築・保存されている。また、日立造船の前身たる大阪鉄工所の創始者としても知られている。しかし、E・H・ハンターが愛媛県の市之川鉾山に関与していたことは、神戸居留地を訪ねる愛好家や歴史研究者にはほとんど知られていない。

市之川鉾山は、愛媛県新居郡大生院村市之川（現在、西条市市之川）に所在し、良質のアンチモニー¹⁾を産出する鉾山であった。アンチモニーは多彩な用途に用いられ、他の金属に混ぜるとその堅さを高めることから、砲弾の一部に使用され、戦争期には大いに需要を高めたので「戦争鉾山」とよばれることもあった。

この市之川鉾山をめぐって、明治10（1877）年くらいから同20年代末に

1) アンチモニー Antimony は英語表記で、ドイツ語ならアンチモン Antimon とよばれた。

至るまで、さまざまな出来事が生じた。地元住民のみならず中央政界や官界・経済界さまざまな人々を巻き込み、民事や刑事の訴訟事件にも発展した。地元ではこれを「お山騒動」²⁾と呼んだという。

一連の事件は、関新平愛媛県知事の死去（明治20年3月7日）を境に様相が一変する。関知事の庇護を受けた藤田伝三郎は、市之川鉦山の独占を企図し、明治19年6月官行となった鉦山の15年間採掘囑託契約を県と交わし、所期の目的を達した。しかし関知事の死後、それまでとは全く様相を異にした事態が展開することになる。

私見によれば、前半を代表する人物が関新平と藤田伝三郎であるとすれば、後半を象徴するのは「ハンダー」である。しかし、市之川鉦山の歴史を記述した書物・論考等³⁾には、「ハンダー」の名前はいっさい登場しない。ではなぜ私は、「ハンダー」が後期のキーパーソンであると考えるか。その根拠の一つとして「海南新聞」⁴⁾等各新聞の記事を挙げよう（右ページ表参照）。明治13年以降33年まで、「市之川鉦山事件」に関する記事が総計636件掲載されているが、そのうち「ハンダー」に言及した記事が69件存在する。とくに、明治25年から同26年にかけては、「ハンダー」問題が頻繁に紙面を賑わしている。「ハンダー」なる外国人が、市之川鉦山の買収を図ってさまざまな工作を繰り返していると報じ、かつ警戒を呼びかけるというのが新聞報道の基調である。

ところで、「海南新聞」では、市之川鉦山の買収を図る^{うるん}胡乱な外国人は終始「ハンダー」と表記されている。では「ハンダー」とは何者であろうか。

2) 伊藤勇「明治時代市之川鉦山の研究」（『続資料集市之川鉦山』西条市教育委員会、1994年）。また、田辺一郎編著『市之川鉦山物語』（現代図書、2016年）は、「大山騒動」と称している。

3) 例えば『愛媛県史近代上』をはじめ、伊藤勇氏編による『資料集市之川鉦山』『続資料集市之川鉦山』、さらに一昨年刊行された田辺、前掲『市之川鉦山物語』等。

4) 「海南新聞」は、県庁御用の「愛媛新聞」の後継紙として明治10年に創刊された愛媛県の地元紙である。昭和16年の新聞紙合同で「愛媛合同新聞」が発足するまで継続した。

矢野：E・H・ハンターと市之川鉦山事件

表 「海南新聞」他記事掲載数（明治13年～明治33年）

	市之川鉦山関係記事	ハンダー	モルフ	藤田伝三郎
明治13年	3	0	0	2
明治14年	0	0	0	0
明治15年	0	0	0	0
明治16年	0	0	0	0
明治17年	6	0	0	1
明治18年	19	0	0	2
明治19年	—	—	—	—
明治20年	0	0	0	0
明治21年	3	0	0	1
明治22年	39	0	0	16
明治23年	68	0	0	9
明治24年	48	0	0	3
明治25年	176	35	11	6
明治26年	165	25	17	4
明治27年	68	8	0	1
明治28年	13	0	0	1
明治29年	18	1	0	0
明治30年	4	0	0	0
明治31年	3	0	0	0
明治32年	1	0	0	1
明治33年	2	0	0	0
合 計	636	69	28	47

- 注) 1. 本表は、「海南新聞」等の新聞に掲載された記事の本数を記す。
 2. 「市之川鉦山関係記事」は同鉦山に関係した記事の本数を示す。
 3. 「海南新聞」のほか、「大阪朝日新聞」「読売新聞」も加えているが、これら2紙掲載記事は本数的にはごく僅かである。
 4. 「ハンダー」・「モルフ」・「藤田伝三郎」欄は、「市之川鉦山関係記事」中の彼等に関する記事の本数を示す。
 5. 「明治19年」には、「海南新聞」の原紙が残っていない。

「ハンダー」が神戸居留地在住の外国人であることは、「海南新聞」の記事から容易に推察できる。だが同居留地の在留外国人の中には、「ハンダー」という名前の外国人を見つけることはできない。「ハンダー」はひょっとすると、かのE・H・ハンターではないか。しかし「海南新聞」に、「ハン

ダー」は英国人ではなくドイツ人であるとの記事が掲載されたこともあった。さまざまに思い悩んだが、最終的には、「海南新聞」の伝える「ハンダー」は、神戸居留地史上著名なエドワード・ハズレット・ハンターその人であるとの確信を得るに至った⁵⁾。

本稿は、「ハンダー」はE・H・ハンターであるとの前提に立って、「市之川鉱山事件」の後期の展開過程におけるE・H・ハンターの役割を検討することとしたい。その際「ハンダー」と「ハンター」を使い分けるのは煩雑なので、以下「ハンター」記載に統一することとする。

一 E・H・ハンターについて

(1) E・H・ハンターの生涯⁶⁾

来日まで エドワード・ハズレット・ハンターは、1843年2月3日北アイルランドのロンドンデリーに生まれた。慶応元（1865）年横浜に上陸した。ハンターの生涯について記述した各種の文献は、彼の出生地について北アイルランドのロンドンデリーと記載する。しかし両親の名前や職業について触れた文献は皆無である。また、通った学校やどのような教育を受けたかも全く分からない。要するに、来日するまでの足跡に関する情報が皆無

5) 「ハンダー」=E・H・ハンター説の妨げとなったのは、森恒太郎の「聞き書き市之川鉱山」という連載の最終回（「海南新聞」第4462号、明治25年8月13日付）において、「在神戸独逸人（前に英人とせしは誤り）ハンダー氏が…」という文章である。もし「ハンダー」がドイツ人であるとすれば、E・H・ハンターはイギリス人であること明らかであるから、「ハンダー」がE・H・ハンターであるはずはない。しかし、「ハンダー」とE・H・ハンターを比較すると、その親族関係や生活史に共通点がきわめて多いこと、また田住豊四郎編『現代兵庫県人物史』（県友社、1911年）に「エドワード・ハズレット・ハンダー」なる項目が立てられていることから、本文のような結論に達した。

6) 以下、ハンターの生涯についての記述は、田住豊四郎編『現代兵庫県人物史』（県友社、1911年）、日立造船株式会社『日立造船株式会社七十五年史』（1956年）、「E・H・ハンター」（『歴史と神戸』第4巻第1号、1965年所収）、神戸新聞社『海鳴りやまず・第一部』（神戸新聞出版センター、1977年）、赤松啓介『神戸財界開拓者伝』（太陽出版、1980年）、日立造船株式会社『日立造船百年史』（1985年）、その他を参照した。

なのである。推察するに、専門教育・高等教育を受けることもなく、またさしたる財産も持たず、単身無一物で幕末動乱のさなかに極東の島国に到来したのであろう。時にハンター、22歳。

実業家としてのハンター　ハンターと同じく慶応元年ころ渡来した英国人にキルビー Edward Charles Kirby がいた。キルビーは、横浜で雑貨とマッチの輸入業を営んでいたが、新規開港場の兵庫に目をつけ、慶応元年12月上陸した。キルビーは、神戸と大阪の両方に商館を建て、機械・雑貨類の輸入を主とする E・C・キルビー商会を開いた。キルビーは、日本に洋式の造船所を建設するという年来の夢を実現するべく、神戸に小野浜鉄工所（のちに小野浜造船所）を開いた⁷⁾。

創業期の E・C・キルビー商会に勤務していた E・H・ハンターは、キルビーに見込まれて神戸に帯同し、キルビーの開いた小野浜鉄工所の事業にも携わった。このことが、のちに独立後造船業をはじめのきっかけとなった。明治2（1869）年キルビー商会に勤務することとなった秋月清十郎（当時38歳）と知り合い、肝胆相照らす間柄となった。

明治6年、ハンターと秋月は共同して店舗を開く目的でキルビー商会を退社して横浜に赴いたが秋月が重病に罹ったことから、ハンターは再び神戸へ帰還した。翌7年10月、神戸居留地29番館を借り入れ、貿易商 E・H・ハンター商会を開いた。ハンター商会は、明治10年西南の役には軍需物資などを扱って利益をあげた。

ハンターは病气から復帰した秋月とともに、造船所設立の計画を進めるに至った。両人は、門田三郎兵衛、佐畑信之両氏の賛助やほか数氏の出資の約束を得て、念願の洋式造船所開設に着手した。明治10年2月、もと門田所有地であった大阪府西成郡春日六軒家新田の松が鼻に、大阪鉄工所の開設に着手した。そして、明治14年4月、大阪鉄工所 Osaka Iron Works の開業式を挙行了。工場敷地は約3,000坪、従業員200人余りであった。

7) 明治15年にキルビーは、わが国最初の鉄製汽船を建造し、軍艦大和の建造を引き受けるに至るが、明治16年経営に行き詰まり自殺した。

その後もハンターは、日本精米所（明治20年創業）、関西煉瓦会社、大阪煙草会社、など多くの会社を創立させている。また田井玲子編『外国人居留地と神戸』は、神戸外国人居留者の一覧表⁸⁾を掲げている、その記載によると、明治19年段階における「E・H・ハンター商会」の業務内容は、大阪製鉄所及び造船及ドック会社代理を挙げるに過ぎない。しかし、同30年段階になると、〔輸入〕として、鉄類、諸器械、洋酒、薬品を、〔輸出〕についても、安質母尼、^{マンガ}満淹、銅、硫黄、石炭の5品目を挙げている。ついで明治30年には、営業種目〔輸入・輸出を明記していない〕として、諸器械器具、造船鉄道材料、船舶用品、金物類、線索、塗料油、蠟、外国木材、煙草、米穀、安質母尼、硫黄、其他鉍物輸出入品一切、燐鉍石、硫酸アンモニア及智利硝石、その他人造肥料輸入販売の17品目を挙げている。

以上ハンターの手がけた事業から、ハンターは多種多様な事業に取り組んだばかりでなく、商業資本家と産業資本家の両方の側面をもつ実業家であったことがわかる。赤松啓介『神戸財界開拓者伝』⁹⁾は、明治初年に渡日してきた外国人には、「掠奪方式」と「開発方式」の二つの型があったと述べる。前者は、「貿易・金融を主とし、植民地的利潤の汲み上げ」を目的とするものであり、後者は「土着産業を育成して後進国を發展させ、略奪的貿易から高度の産業資源や製品貿易へ転換させようとする」方式である。赤松は、ハンターの先輩格のキルビーは開発方式に属する渡日商人であったとするが、ハンターもその類型に属すると見ることができよう。

ハンターは、明治28年6月には、大阪鉄工所を息子の範多龍太郎に譲り、事業の第一線から引退した。なぜハンターは、この時期に引退したのであろうか。龍太郎の成長という要素は当然あるだろう。しかしこの時ハンターは、まだ52歳である。老け込むには、まだ早い。詳しくは後述するが、この頃市之川鉍山株式会社の経営権を手放さざるをえなくなったことが、

8) 田井玲子編『外国人居留地と神戸』（神戸新聞総合出版センター、2013年）所載神戸外国人居留者の一覧表。

9) 赤松啓介『神戸財界開拓者伝』（太陽出版、1980年）。

引き金となったのではないかと推測される。第一線引退後のハンターの動静については、あまり情報が残っていない。

その後ハンターは、明治42年に日本政府から勲章を受章した。その時の小村寿太郎による奏請文は、つぎのようである。

勲五等旭日章 英国人イー、エッチ、ハンター

右者明治元年始メテ本邦ニ渡来シ横浜ニ居ヲ留メ同年十二月神戸ニ移住爾来同地ニ在テ各種ノ事業ヲ経営シ我商工業ノ發展ニ裨益ヲ与フルコト不尠殊ニ明治十三年大阪鉄工所ヲ設立シ広ク一般ノ需用ニ応シテ船舶及機械ノ製造ニ従事シ我國造船事業幼稚ノ際ニ於テ我海運ノ發達ニ資シ明治三十七八年戦役中ハ同所ニ於テ我海軍省ノ為メニ駆逐艦ニ隻艦載水雷艇三隻ヲ建造シ其成績孰レモ良好ニシテ我海軍ニ効シタル功績不尠又明治十八年創テ摩擦式精米機械ヲ据付工場ヲ兵庫ニ建設シテ精米業ヲ開始シ其原料ハ尽ク日本米ヲ用ヒ之ヲ海外ニ輸出シテ茲ニ本邦米輸出ノ端緒ヲ開ケリ 明治十九年該工場焼失セルニヨリ翌二十年日本精米株式会社ヲ組織シテ其事業ヲ繼續シ日清北清日露各戦役事変ノ際ハ多量ノ摩擦米ヲ我陸軍ニ供給シテ大ニ便宜ヲ与ヘタル等其功績顯著ナルヲ以テ右高樓ヲ御表彰被遊叙勲被仰出度旨農商務大臣男爵大浦兼武海軍大臣男爵斎藤実陸軍大臣子爵寺内正毅ヨリ申立有之候間頭書ノ勲章被下候様支度仕度此段謹テ奏ス

明治四十一年十二月二十六日

外務大臣伯爵 小村寿太郎[㊦]

(傍点—矢野)¹⁰⁾

日露戦争後のことでもあり、各種軍艦の製造・軍役米の供給など軍役に對する貢献が強調されている。ハンターの事業に「死の商人」たる側面があったことを否定することはできないだろう。またハンターは英国人であるから、純粋な民族資本であるともいえない。だがハンターは、器械工業・造船業という近代工業の骨格といえる産業を、国家資金（英国など外

10) 国立公文書館デジタルアーカイブスより。

国はもとより日本国の)の援助を受けることなく独力で扶植したのであり、そのことを日本政府は高く評価したといえよう。

大正6(1917)年6月2日、E・H・ハンターは死去した。享年74歳。

(2) ハンターの家族

ハンターの私生活は、事業展開と大いに関係があるので、ここで紹介しておくことにしたい。

平野愛子

ハンターは、明治元(1868)年末、大阪市西区^{うつぼ}鞆通の薬種問屋平野常助の娘愛子(当時17歳)と結婚した¹¹⁾。明治4年、長男が生まれ、龍太郎と名付けた¹²⁾。

「海南新聞」は、ハンターの動静を論じる場合、ハンで押したように「妾や妾の子の名義を利用して鉱山の権利を取得しようとしている」と批判している。「妾」ということばは、内妻もしくは第二夫人を連想させるが、平野愛子は正妻であり、愛子の他に妻妾がいたことを示す史料は存在しない。ただ、ハンターが日本の戸籍に登録し日本国籍を取得したかどうかは判然としない。終生日本国籍を取得しなかったとの説が有力である。

範多龍太郎(1871~1936)

ハンターと平野愛子の間には、多くの子が生まれている。明治4年に生

11) 神戸新聞社『海鳴りやまず——神戸近代史の主役たち——第1部』(神戸新聞出版センター、1977年)47ページ。同書はハンターと愛子婚姻の年を明治3年と記す(赤松啓介『神戸財界開拓者伝』196ページも同旨)が、これは龍太郎の生年からの推測であろうが、龍太郎の前に夭折の第1子がいたとすれば明治元年説のほうが正しいと思う。

12) ハンターと愛子の間に生まれた子供について、田住編、前掲書『現代兵庫県人物史』251ページは、「氏に三男あり、長は則ち嗣子範多龍太郎氏、次は範三郎と称し、三はエット、クワード〔英徳〕君にして目下グラスゴー大学在学中に属す」と記す。また『日立造船百年史』6ページは、「(明治)2年に長男が生まれたが幼死したため、4年生まれの子、龍太郎を平野龍太郎として日本国籍にしている」と記す。

まれたのが、長男龍太郎である。龍太郎は、一時「平野龍太郎」と名乗っていたから、平野愛子の戸籍に登録され日本国籍を取得していたと思われる。

龍太郎は、明治19年「英国グラスゴー大学シビル・エンジニアリング・カレッジに学び、在外5年、バチュラ・オブ・サイエンスの称号を得て帰朝した」。同26年、龍太郎は範多家を興し、姓を範多と改めた¹³⁾。帰国後龍太郎は、1年志願兵となり、日清戦争時には、予備員として第四師団に入った¹⁴⁾。

明治28年6月、龍太郎はハンターから大阪鉄工所を譲られ、またハンター商会の諸事業を新たに設立された合名会社範多商会に引継いだ¹⁵⁾。

範多範三郎（1884～1947）

範多範三郎は、ハンターと愛子の間に生まれた次男。7歳でイギリスに留学、グラスゴーで青少年期を過ごし、19歳から3年間ロンドンの王立鉦山学校で鉦山学と冶金学を学んだ。帰国後父E・H・ハンターの経営するアンチモニー精錬会社の技術監督としてビルマ、タイ、マレー半島の鉦山を調査して歩き、現場実習を積んだ。その後、大分県鯛生金山、宮崎県見立錫鉦山などの経営に携わった¹⁶⁾。

(3) 妻や子供名義での株買収

ではハンターは、いかにして市之川鉦山の株＝権利買収を進めていったのであろうか。この点、ハンターの批判者たちは、「公然ハンダー氏が同鉦山の株主とはなり居らざるも、或は妾、及び妾腹の子等の名義を以て同株を買ひ入れ、ハンダー氏より其資金を供し居るものたることは殆んど秘密の公然となり居るもの如くなり¹⁷⁾」と指弾する。

13) 前掲『日立造船株式会社七十五年史』25ページ。

14) 田住編、前掲書『現代兵庫県人物史』296ページ。

15) 前掲『日立造船株式会社七十五年史』、26ページ。

16) Wikipedia「範多範三郎」の項より。

17) 「海南新聞」第4463号（明治25年8月14日付）。

では、妻や子供の名義で株の買い占めをはかったという事実は存在したのであろうか。妻平野愛子が原告となった訴訟が1件存在する。それは、松山地方裁判所『明治二十五年民事第一審判決原本』所収の事件名「市之川安質母尼共同鉦山借区権名義切換主参加訴訟事件」（明治25年5月14日、松山地方裁判所判決）である。同事件の原告は、「兵庫県神戸市山本通平民平野アイ」、被告は「愛媛県新居郡飯岡村平民藤田国平」であるが、他に主参加人として「愛媛県伊予郡北伊予村大字鶴吉村平民水口啓太郎」が関与している。このように本件は、三面訴訟の形態を示すが、内容的にみると、原告と主参加人との争いである。すなわち本件の争点は、被告（藤田）から「市之川安質母尼共同鉦山借区権利」を有効に買い入れたのは、原告（平野）と主参加人（水口）のいずれかというものである。原告は、明治24年9月24日契約を結び共同鉦山所に届出、農商務省に名義切替えを願い出ていると主張した。これに対し、主参加人はそれより先明治23年8月5日に買い入れていたと主張した。判決によるかぎり、被告の藤田が法廷で何らかの主張を述べた形跡はない。判決では、主参加人の主張は、確定効力のある証拠がないとして、原告勝訴となった。妻平野愛子名義による鉦山の借区権買収を証明する裁判事例は本件1件かぎりであるが、裁判事例となっていない同様の事件があったかもしれない。

市之川鉦山関係ではないが、国際日本文化研究センターの「判決原本データベース」から、ハンターの息子龍太郎が原告となった訴訟事件を2件確認できる。

- ①「汽船改浚丸修繕料請求ノ詞訟」（大阪始審裁判所1883年4月4日判決）
—本件の代理人は上田良昶、被告は井上茂助。
- ②「淹滞金請求ノ訴訟 執行」（大阪始審裁判所1884年12月4日判決）—本件の代理人はエ・エッチ・ハンタ、被告は門田三郎兵衛。

上記①②の訴訟は、龍太郎12～13歳の時の訴訟であるから、いずれも龍太郎の名前を借りているものの実際は父親ハンターの訴訟であったといえよう。

また、これと同様、同データベースから、E・H・ハンターが当事者または代理人となった訴訟も5件存在することが判明した。同様に、秋月清十郎が関与した事件も何件か発見することができた。但しすべて明治23年までの事件であり、鉦山関係事件ではない。これら判決の検討は本稿の範囲を超えるので、これ以上の言及は控える。

叙上のように家族名義の裁判は確かに存在した。しかしハンターによる鉦山株＝権利取得の本筋は、部下（秋月や渡辺）を表面に立てての株＝権利取得にあったと考えられる。では、秋月や渡辺は、誰からどのように株＝権利を獲得していったのであろうか。この点は、後に検討する。

(4) 外国資本参入不許法制下での企業買収

ハンターが市之川鉦山の買収に掛かった時期の鉦業法制は、基本的に外国人を排除する法制度の下で行われた¹⁸⁾。

鉦山心得

維新後最初の鉦業法令たる「鉦山心得」（明治5年3月27日）は、「一外国人へ借金ノ引当ニ請負鉦山ノ稼方ヲ譲ルコトハ決テ不相成候事」と規定し、借金引当に鉦山稼方を譲与することを禁じていたが、それ以外の方法による外国人の関与を否定していなかった。

日本坑法

ついで制定された「日本坑法」（明治6年7月20日、太政官第259号）では、「第一章 坑物」において、「第四 日本ノ民籍タル者ニ非サレハ試掘ヲ作シ坑区ヲ借り坑物ヲ採製スル事業ノ本主或ハ組合人ト成ルコトヲ得ス〔坑産ノ割合及損益ニ関係スル所ノモノハ都テ組合トス〕若シコレヲ犯ス者ハ其業ニ属スル所有物ヲ官ニ没入シテ其業ヲ禁止スヘシ」と規定し、外国籍の人物が鉦山に関わることを一切禁止した。

18) 鉦業法制については、石村善助「鉦業法」（『講座日本近代法発達史3』勁草書房、1958年）を参照。

鉱業条例

そして「日本坑法」の外国人の鉱山介入全面的禁止の立場は、「鉱業条例」(明治23年9月26日, 法律第87号)にも受け継がれた。第三条は、「帝国臣民ニ非サレハ鉱業人トナリ又ハ鉱業ニ関スル組合員又ハ会社ノ株主トナルコトヲ得ス」と規定している。

ハンターが市之川鉱山の買収を進めていたのは、明治24年ころから明治27年くらいの時期であるから、「鉱業条例」の外国人排除法制の下にあったことを確認しておこう。

鉱業法

このような厳しい外国人排除法制の立場は、30年余にわたって存続したが、「鉱業法」(明治38年3月8日, 法律第45号)によって修正され、外国人の鉱業経営への関与を認める立場に転換した。第5条を見られたい。「帝国臣民又ハ帝国法律ニ従ヒ成立シタル法人ニ非サレハ鉱業権者トナルコトヲ得ス」と規定する。すなわち外国人は個人としては鉱業権者となることはできないが、法人の一員としてであれば鉱業権の主体となりうる途が開かれたのである。不平等条約改正成功の見返りとして土地所有や居住地の選定において、「内地雑居」を容認する方向が進められていたことが、反映しているとみられる。

以上のように、ハンターが市之川鉱山の経営権獲得を目指して計画を進めていた時期の法制度は、外国人の関与を一切排除する制度であった。従って、ハンターが表面に登場する訳にはいかなかった。私はさきに、市之川鉱山事件後半のキーパーソンは、E・H・ハンターであると記したが、この主人公は舞台の表面に立つ事は許されなかったのである。多くの新聞記事中、ハンターの生身や肉声が登場するのは、ただの2度しかない。1度目は、明治26年3月ハンターが密かに市之川鉱山の現地視察に訪れたことが発覚し大騒ぎになった時¹⁹⁾、そしてもう1度は、同年12月市之川

19) 「海南新聞」第4632号(明治26年3月22日付)は、第1報は「ハンダー市之川鉱山に闖入え」の見出しでさも大事が出来たかのごとく伝えるが、事実はまだ

の負債償却のため買い入れた硫化が火災で全焼した時の言葉である²⁰⁾。

二 市之川鉱山事件に関与した人々

市之川鉱山の事件には、実に多くの人びとが関与・登場する。事件の推移を理解しその本質を考えるために、登場人物の分類・グループ分けを試みる。図1をご覧ください。

(I) ハンターと関わった日本人

ハンターは、企業活動を営むにあたって、さまざまな日本人の協力を仰がねばならなかった。中でも重要な役割を演じ、また市之川鉱山の買収問題にも深くかかわった人物として、秋月清十郎と渡辺万寿太郎については、是非とも言及しておかなければならない。

秋月清十郎（1831頃～？）

秋月清十郎は、大阪鉄工所立ち上げにも深くかかわった人物である。日立造船株式会社編『日立造船株式会社七十五年史』（1956年）によれば、秋月清十郎は、「紀州神前の郷土神前家に生まれ、紀州藩士秋月勘左右衛門の

ハンターが市之川山視察のため登山したというだけである。「予て市之川鉱山土族派の敵手なりと世に知られたる彼の神戸市の外国人ハンターは市之川鉱山重役の渡辺満寿太郎氏に伴はれて去る十七日に外国人三名と共に新居郡西条町新堀に汽船にて来着し同所より上陸直ちに数輻の車輪を列ねて市之川共同鉱山へ登り同所の諸鉱内及び諸役場を視察なし同日同郡新居浜村に出でて同所より再び汽船某丸に搭じて帰神なしたり」。ただこれが反対派の激昂を招くのである。

- 20) 事の顛末について、「海南新聞」第4875号（明治27年1月11日付）は、「一計を按出し仲田氏は神戸へ来りハンター商館へ対し硫化売却談を為せしにハンターの言へるに「市之川の負債タクサン火急の売捌私し引受ける安くあり升七円上なしあなた二拾銭損する宜しい」とて相当代価に買取らず（中略）客年十二月十八日硫化百五十拾万斤代価拾万〇五千円（百斤に付七円替）にて売渡し同日ハンター商館の倉庫硫黄を積込ある傍らへ悉皆送り込代金と硫化との受渡済なりしが其三日目の廿二日に至り該倉庫の硫黄より硫化へと火を發し火災に罹りたることを聞込重役は打揃て見舞に行きしにハンターは市之川重役へ向ひ硫化引受く火急談は矢張り火急に現物三拾万円余を失ひたり あなた考へ頼む云々と云ひ埒明かず」と伝える。

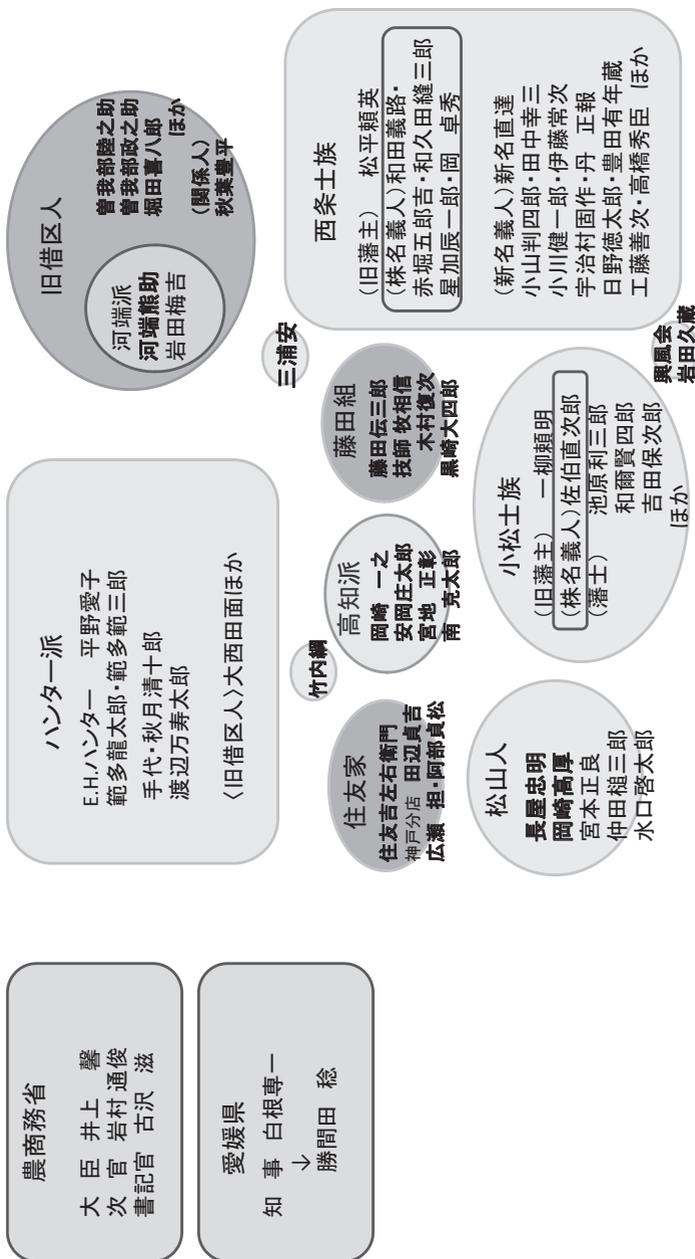


図1 市之川鉾山事件の構図〔明治21～明治26〕

跡目を継いだ」。明治2年神戸のキルビー商会に勤務するようになったあと、ハンターと肝胆相照らす仲となり、大阪鉄工所の創立にも係わったことは既に述べた²¹⁾。ハンターと秋月の交わりは終生変わらなかった。秋月はハンターと知り合った時、38歳であったというから、生年は1831（天保2）年くらいかと推測される。没年については、不明である。

渡辺万寿太郎（1865頃～？）

田住豊四郎編『現代兵庫県人物史』（県友社、1908年）によれば、渡辺万寿太郎は、多田の満仲の子孫、代々丹波を領していたが、秀吉に追われ但馬に流離^{さすら}い帰農した。角兵衛以来その子孫は代々地役人として牧民につとめた。万寿太郎の祖父角太夫信名も地役人で生野銀山発展に貢献した。父円治もまた地役人であったが、維新後没落した。万寿太郎は、家の没落のため上級学校に進めず、姫路の学校に入った。数学に秀でていたので明治10年12歳で役場の地租改正係りとなり、土地の測量などを行ったという。明治23年に市役所を辞し範多商会（ハンター商会のこと）に入り鉱山部の支配人として、市之川、後島、琉球、十津川等の各鉱山経営の任にあたった。また西宮安質母尼製錬所を支配し、呉佐世保鎮守府の用達を引き受けるなど同商会に貢献した。田住前掲書は渡辺について、「身躯は矮小である。門閥家の生まれであるが、ハイカラ風の商館番頭の気風は少しも無く、気品高雅で……当今の実業界稀にみる人格の士といわねばならぬ」と記載する²²⁾。

ハンターが渡辺万寿太郎を雇用したのは、計数方面の明るさを買ったものであろう。渡辺は、経理や経営の点で能力を発揮し、ハンターの片腕となった。渡辺のハンター商会入社は、明治23年と比較的遅い。それ故であろう、「海南新聞」などにおいて、秋月清十郎が比較的早くから「ハンターの手先」と目されていたのに対し、渡辺万寿太郎についてはかなり後に至るまで何者なのか計りかねるような記事が目立つ。

21) 前掲『日立造船株式会社七十五年史』3～5ページ。

22) 田住豊四郎編『現代兵庫県人物史』（県友社、1908年）、347～348ページ。

(2) 旧借区人および関係者

明治21（1888）年2月27日愛媛県知事に就任した白根専一は、1年余の熟考の後、藤田伝三郎との市之川鉾山採掘囑託契約を解除する方針を固めた。翌22年9月20日、白根知事は藤田に「坑業解約命令」を達し、藤田との契約を解除した。その後の鉾山経営は、民坑に回復することを基本方針とし、旧借区人および関係人らに借区証券を下渡すこととした²³⁾。

愛媛県の決定を受け、明治22年12月28日までに応募した出願人の名簿は以下のようである²⁴⁾。

市之川安質母尼鉾官行鉾山下移出願人名

旧借区人

愛媛県新居郡大町村	河端 熊助	同県同郡大生院村	曾我部政太郎
同県同郡西条栄町	堀田喜八郎	同県同郡同町	堀田 コト
同県同郡大町村	工藤 善次	同県同郡西条栄町	岩田 梅吉
同県同郡中村	今村 八郎	同県同郡大町村	河端鹿太郎
同県同郡大生院村	徳永 惣吉	同県同郡同村	秋山 安平
同県同郡同村	高橋 巖	同県同郡泉川村	高田小平次
同県同郡同村	秋葉 令衛	同県同郡大生院村	高橋 重義
同県同郡同村	伊藤喜兵次	同県同郡同村	伊藤貞太郎
同県同郡神拝村	藤田 愛次	同県同郡多喜浜村	加藤 正恵
同県同郡明屋敷村	小山判四郎	同県同郡同村	大西 田面

関係人

同県同郡泉川村	秋葉 豊平	同県同郡飯岡村	藤田 国平
---------	-------	---------	-------

23) 白根知事の農商務大臣へ稟請書は、「日本坑法によれば誰でも出願することができるのだが、この場合は適当でない。すなわち旧借区権者や縁故関係人に払い下げる。しかしこれによって分散するのは好ましくないので、旧借区人たちは「同盟借区」の望みがあるかを確認し一の会社組織を懲遷する（以上現代文に改めた）」と述べている（白根専一「市之川安質母尼鉾山ノ儀ニ付農商務大臣へ稟請ノ件」愛媛県立図書館蔵、愛媛県行政資料『市之川鉾山処分』巻一 第二八号、明治22年8月）。

24) 愛媛県行政資料『市之川鉾山処分』（愛媛県立図書館蔵）巻二。

矢野：E・H・ハンターと市之川鉾山事件

同県同郡神拝村 宇治村固作 同県同郡大町村 真田 聰藏
和歌山県東牟婁郡新宮村 吉田 千秋
高知県平民当時新居郡大生院村寄留 愛媛県桑村郡三好村 安岡庄太郎
高知県土族当時新居郡明屋敷村寄留 岡崎 一之
愛媛県宇摩郡川ノ江村 高橋 直助 同県周布郡新屋敷村 佐伯直次郎
同県新居郡新居浜浦 前田 右平 高知県土佐郡旭村 佐伯 新次
大坂府大坂市西区北江戸堀三丁目 井上 源七
愛媛県新居郡大町村旧西条藩土族総代 和田善路
同県同郡同村 同 工藤 善次 同県同郡大生院村 岡田 常三
同県同郡神拝村 塩出清太郎 同県宇摩郡川之江村 村地 輝吉
同県新居郡神拝村 寺川 武平 同県同郡大師村 門脇作十郎
同県同郡飯岡村 植松 浅平 同県同郡神拝村 岩間 繁衛
同県同郡明屋敷村 渡辺 盛三 同県同郡大生院村 伊東 仁介
同県同郡神拝村 石村 幸藏 同県同郡福武村 鳥羽 繁八
同県同郡同村 鳥羽久米一郎 同県同郡大生院村 曾浪 豊平
同県同郡飯岡村 藤田 弥平 同県同郡神拝村 横井 鍋吉
同県同郡飯岡村 湯山 忠太 同県同郡大町村 田中完次郎
同県同郡同村 近藤 伴藏 同県同郡大生院村 吉田保次郎
同県桑村郡三好村 内藤駒太郎 計 五十四名

愛媛県

廿二年十二月十八日付上申市之川官行鉾山下移之件上申之通聞届ケ証券
下渡ス

明治廿二年十二月二十三日

農商務大臣伯爵 井上 馨 印

このリストは、借区人20名、関係人34名、計54名となっている。このうち「借区人」とは、県営以前の民坑時代に借区券の交付を受けていたいわゆる山師、鉾山師とよばれる人たちであり、「関係者」とは借区人と契約を結んだ土地所有者および借区人らから権利の譲渡を受けた者たちを指して

いよう。

内訳としては、旧西条藩関係者（宇治村固作，和田善路，工藤善次ら）同じく旧小松藩関係者（佐伯直次郎，吉田保次郎ら），そして高知県出身者（安岡庄太郎，岡崎一之，佐伯新次），大生院村住民（借区人として曾我部政太郎・徳永惣吉・高橋重義，関係者として岡田常三・伊東仁介・曾浪豊平）らに分類できる。その他の者についてどのグループに属するかの判断は，なかなか困難である。ただここで留意しておきたいのは，のち明治25年以降鑛を削ることになる諸グループのうち，ハンター派および松山派に属する者はこのリストには影も形も存在していないことである。また，西条藩士族代表の1人たる工藤善次が，「旧借区人」としても記載されていることが気になる。何故そうなっているか不明である。

上記リストに掲載された者たちの「官行鉦山下移之件」は，上申の通り聞き届けられ証券が下付された。ここで不思議なのは，上記出願人名簿に記載された人員は54名であるにもかかわらず，「海南新聞」紙上では権利者の数は59名と報道されており，その差5名分が不明となっていることである²⁵⁾。

曾我部陸之助（文政頃～1885）

曾我部陸之助は，江戸末期から明治にかけて市之川鉦山の経営に携わった曾我部家の惣領であった。陸之助は，伯父の覚次郎とともに同鉦山の経営を担った。廃藩置県後，覚次郎の孫包助とともに県に嘆願し払い下げを受け，新たに河端熊助，堀田喜八郎を共同経営者に加えて海外販路の道を開拓した。明治18年8月死去。

曾我部政太郎（1875?～1941）

曾我部家13代，陸之助の直孫である²⁶⁾。明治22年の借区人名簿に名前が

25) 旧借区人たちの総株数については，さまざまに報道されているが，最も多いのは「59株」という数字である。5名分の差は，明治13年1月以降申請し認められたものが若干名あったのではないかと考えられる。

26) 田辺編，前掲『市之川鉦山物語』269ページ。

ある。明治34年に「市之川鉦山沿革誌」を編纂した。

河端熊助（1839頃～1895）

河端熊助は、市之川鉦山の借区人を代表する人物である。おそらく旧幕時代から山師＝鉦山師として活動していたと思われる。明治維新後、明治6年日本坑法にもとづく鉦山借区申請時に、曾我部陸之助等と名を連ね申請の中心を担った。県行移管＝藤田伝三郎経営時代に多くの借区人たちが追放の憂き目に遇った際も、愛媛県勸業課雇となり生き残った。それだけではない。明治18年起った「西条疑獄事件」においては、恐喝の被害者を演じて興風会メンバーを駆逐する陰謀の狂言廻し役を演じた。関新平の死去・藤田退場後も、しぶとく生き残った。旧借区人として株を確保したばかりでなく、事あるごとに旧借区人たちの代表格として立ち現れ、明治26年株式会社市之川鉦山発足時には、同社の取締役にとまった。稀代の粘り腰を發揮した河端熊助は、明治28年7月4日、死去した²⁷⁾。

岩田梅（榎）吉（生没年不詳）

「西条疑獄事件」時に証人として法廷に立ち、興風会メンバーを有罪に落とし込む重要な役割を演じた岩田梅（榎）吉は、河端熊助の実子である。岩田もまた、民坑回復時の旧借区人名簿に名を連ね、その後も借区人代表として振る舞った。

(3) 高知派

岡崎一之（生没年不詳）

明治9年、高知において代言免許を受けた。明治26年5月29日、高知地裁検事局に弁護士登録をした。松本哲弘編『代言人事典』²⁸⁾では、「族籍、愛媛県平民」となっているが、「市之川鉦山旧借区人名簿」には「高知県士族」となっているので、高知派に入れた。

27) 「海南新聞」第5325号（明治28年7月9日付〔死亡広告〕）。

28) 松本哲弘編『代言人事典』（ユニウス、2016年）。

安岡庄太郎（生没年不詳）

「市之川鉾山旧借区人名簿」では、「関係人」欄に「高知県平民」と記載されている。安岡は、市之川鉾山関係の訴訟でも、度々登場している。

宮地正彰（生没年不詳）

宮地正彰は、明治26年株式会社発足時、河端熊助と並んで取締役役に名を連ねた。宮地を高知派に入れているのは、「土佐人宮地正彰氏」と明記した新聞記事²⁹⁾によっている。しかし彼の名は「市之川鉾山旧借区人名簿」中には存在しない。さきの「海南新聞」4657号を改めて見れば、「又た地方以外の株主にても土佐人宮地正彰氏の如きは地方派と意見を同ふし」とあるから、「地方派」とは別のルートから来た人物であるかも知れない。宮地の名前は明治24年5月の臨時総会の記事ではじめて現れるが、同26年9月の臨時会で取締役を辞任しその後は登場しない。

竹内綱（1839～1922）

明治大正の自由民権家・政治家。代々宿毛伊賀家の重臣であった。母は岩村家の出身。岩村通俊・高俊、林有造は従兄弟にあたる。綱は、主家の財政直直しに功績をあげる。明治3年大阪府典事ついで参事となる。同6年大蔵省6等出仕となるが、翌年辞職、のち後藤象二郎の蓬萊社に入り、高島炭坑の経営にあたる。同10年、西南戦争に呼応した立志社拳兵計画に関与、禁獄1年の刑を受ける。出獄後、自由民権運動に参加。明治23年第1回衆議院議員総選挙で当選、以後2回当選する。同29年朝鮮の京釜鉄道の発起委員となり、同33年京釜鉄道株式会社を創立、常務取締役となる。以後、活動の場を実業界に移し、各種事業に関与した。のちの首相吉田茂は、実子。「竹内綱自叙伝」（明治文化研究会編『明治文化全集』24巻、1993年、日本評論社所収）がある³⁰⁾。

古沢滋（1847～1911）

民権論者、のちに官吏。高知藩士古沢南洋の次男として高岡郡佐川村に

29) 「海南新聞」4657号（明治26年4月21日付）の記事。

30) 『明治時代史大辞典』2巻ほかを参照。

生まれる。幼名迂郎。明治3年官費で英国に留学，政治・経済を学び，同6年帰国。在官のまま立花光臣の名で「日新真事誌」や「郵便報知新聞」に投書していた。板垣退助らが征韓論に破れて退官すると，「民撰議院設立建白書」の起草に古沢迂郎の名で参加した。明治13年「大阪日報」社長となり，同14年大阪に日本立憲政당을組織し，「日本立憲政党新聞」の主筆となった。その後，「自由新聞」の主筆となった。明治16年自由党解党前後から民権運動に熱意を失い，官界に戻った。明治19年3月外務書記官を経て内務省参事官。農商務書記官に転じ，さらに同省参事官。明治23年11月，通信省郵務局長に就任。明治27年奈良県知事，同29年石川県知事，同32年山口県知事を歴任。同37年貴族院議員に勅撰された³¹⁾。

(4) 西条士族と小松士族

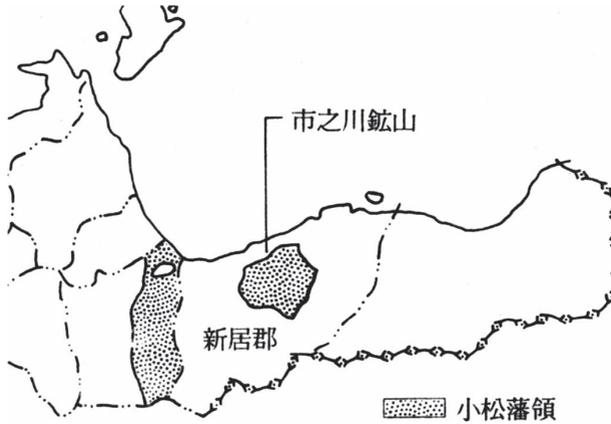
市之川鉦山のある新居郡は，そのほとんどが西条藩領であり，4か村のみを小松藩が領有していた。つまり西条藩領に周囲を取り囲まれた「飛び地」であった³²⁾ (図2参照)。市之川鉦山の開坑口は多くは小松藩領であるが，一部西条藩領域にも広がっていた。すなわち市之川鉦山は小松藩の稼行する所ではあったが，西条藩もかかわっていたのである。

藩政期以来の歴史的経緯により，民抗回復後も旧西条藩主および旧小松藩主はいずれも尊重され，鉦山の株を配付された。この株数は，旧西条藩主松平直英が5株，旧小松藩主一柳頼明が4株とみられる。しかし，旧藩主の名義とすることを避け，西条藩の場合は5株を5名の旧藩士(和田義路・赤堀五郎吉・和久田縫三郎・星加辰一郎・岡卓秀)名義で，また小松藩の場合はただ1名(佐伯直次郎)名義で受け取っていた。

ところで，旧西条士族は約600名，旧小松士族は150余名を数えた。士族たちは秩禄処分によっていづこの藩にあっても，苦しい境遇を余儀なくさ

31) 『明治新聞雑誌関係者略伝』、『明治時代史大辞典』3巻，など参照。

32) 染川隆俊「小松藩領市之川鉦山の研究」(西条市教育委員会『続資料集市之川鉦山』，1994年)3ページ。



出所：『続資料集市之川鉦山』 p. 3

図2 小松藩領図

れており、旧西条藩、旧小松藩の士族たちも例外ではなかった。両藩士たちは、苦しい生活の凌ぎを求めて、藩主に配分された株は藩士全体に配分された株であると主張するようになった。最初は、利益配当の配分を要求し、ついで株自体の分割を要求するようになる。これに対し、旧藩士のうち藩主に近い者たちは、利益配当の配分を拒否し、ついで株の不分割を主張して、藩主の楯となった。

このように藩士内の対立は沸騰点に達し、総会や臨時総会などが度々開かれ、各派の主導権争いが繰り返された。時として、暴力沙汰も起った。事態が進展しない状況の下、貧窮の淵にあった者たちは、ハンターからの金を受け取って、自分の権利を放擲する者が増えてゆくことになる。

明治25年から26年にわたる市之川鉦山をめぐる紛紜の中で、旧西条・小松両藩士族内部の葛藤が延々と繰り返される背景には、叙上のような事情が介在していた。

三浦安 (1829～1910)

文政12年伊予国西条に生まれる。嘉永3 (1850) 年昌平黌に学び帰藩。安政年間の将軍継嗣問題の際、西条宗家和歌山藩の側に立ち徳川慶福の立

嗣に尽力したことが認められ、和歌山藩士となる。明治3年藩政参与、翌年和歌山県少参事、5年大蔵省出仕を経て左院4等議官、8年内務大丞、15年元老院議官、23年貴族院議員に勅撰された。26年東京府知事³³⁾。三浦は明治24年3月、旧西条藩主松平頼明の推挙で共同鉦山時代の市之川鉦山事務長に就任するも、同25年8月退任した。

工藤善次（1848～1917）

旧西条藩士救済のため設立された「西条士族会」の総代のひとり。明治23年民坑回復時には、旧借区人として共同鉦山参画の資格を得る。明治35年会社倒産後、家財をなげうち会社組織の継続のため尽力するも、明治45年再び休山となる³⁴⁾。

小川健一郎（1862頃～没年不明）

旧西条藩士。演説会葬式事件後の恐喝未遂事件で起訴され、明治18年8月重禁錮3年の刑に処せられた。小川の名前が復活するのは、明治25年6月の株主総会において「ハンター問題」が俎上に上り、調査委員が設けられた時である。小川は、3名のハンター嫌疑取調委員の委員長に選ばれ、8月に調査結果を報告した。しかし、10月長屋仲裁案を拒否して、取調委員長を辞した。

(5) 松山出身ないし在住の関係者

松山藩は、旧幕時代は市之川鉦山とは全く関わりがなかった。松山人が同鉦山と関わりを持つようになるのは、明治23年民坑移管後である。まずは長屋忠明が移管直後の共同鉦山事務長として迎えられ、難しい舵取りを強いられた。ついで岡崎高厚が登場するようになる。

長屋忠明（1843～1920）

天保14年松山藩士高木明徳の次男に生まれ、長屋雄八郎（忠賢）の養子となる。維新後、松山藩少参事・松山県吏員を務めたが、官を辞して愛国

33) 『明治時代史大辞典』、『愛媛県史・人物』などを参照。

34) 田辺一郎編『市之川鉦山物語』285～287ページ。

公党に参加し、明治10年7月松山公共社を組織した。県令岩村高俊の要請により、同11年から13年まで野間・風早郡長となる。岩村転出後郡長を辞任、その後自由党系として在野で活躍。21年県会議員、23年衆議院議員となる。25年頃キリスト教に入信し、松山女学校（現東雲学園）の設立に尽力した³⁵⁾。

岡崎高厚（1853～1904）

長屋に次いで松山藩出身者として市之川鉦山に深く関与することとなった人物として、岡崎高厚の名を挙げなければならない。

岡崎高厚は、嘉永6（1853）年7月松山藩儒者高橋興鹿の次男として出生し、同藩士岡崎家に養われた。藩校明教館と土佐知道館に学び、その後明治8年大阪北洲舎に入舎した。明治9年6月大阪で代言免許を得、代言人として活躍した。大阪組合代言人の副会長に2度選挙されている。また政治面でも立憲政党的の立ち上げに関与し、同政党的の機関誌「日本立憲政党的新聞」の発行にも深く関わった。また明治20年から23年まで大阪府会議員として活動した。明治23年頃から経済界に転進し、経済人としての道をたどるようになる。同年末市参事会員ついで府会議員を辞職した。大津汽船会社、市之川鉦山会社、堺煉瓦会社、帝国水産会社、内外物産会社、日本貿易会社、今治綿繰会社、西条綿繰会社、阪鶴鉄道等の各重役を務めた³⁶⁾。明治37年5月23日、死去。

仲田槌三郎・宮本正良

岡崎高厚に次いで頻繁に登場するのが仲田槌三郎である。仲田は、岡崎が引き入れた松山の資産家の一人であることは間違いない。しかし同人がいかなる人物であるかについては、史料がない。松山市松前町の資産家である仲田伝之麩の係累かとも思われるが、確たる事はわからない。

その他岡崎高厚によって引き入れられた松山人として、宮本正良などの

35) 『愛媛県百科大事典』、『愛媛県史・人物』などを参照。

36) 松本編、前掲『代言人事典』81ページ、徳永高志「岡崎高厚小伝」（松山東雲女子大学人文学部紀要1号、1993年）、を参照。

名前があがるが、この人物像も不明である。

(6) 藤田組

藤田伝三郎（1841～1912）は、関知事と謀って一時市之川鉦山の独占に成功したが、白根専一によって稼業契約を解消され市之川鉦山の経営から撤退を余儀なくされたことは、既に記した。こうして市之川鉦山に対する彼の野望は雲散霧消し、同鉦山への手出しは禁欲したように見えるが、実はそうではなかった。史料を見れば、藤田組の息のかかった人物を通して、事ある毎に同鉦山に介入しようとしたことが判明する。

牧相信（1860頃～1921）

肥後国飽田郡池田村において肥後細川藩の譜代家臣の家に生まれる。明治6年東京の工学寮（東京大学工学部の前身）第1期生として入学、卒業後院内鉦山に派遣される。明治20年頃藤田組に移る。同23年の市之川鉦山引渡時の書類に牧の名前がある。その後大森銀山に赴任したが、明治25年～35年鉦山所長として市之川共同鉦山に帰った。明治39年に別子銅山採鉦課長として住友に雇用される³⁷⁾。

春原隈次郎（慶応年間～没年不明）

長崎の生まれ。明治15年工部大学校（東京大学工学部の前身）鉦山学科を卒業、明治18年より3年間、ザクセンのフライブルグ鉦山学校に留学、帰朝後は藤田組に就職。市之川鉦山に近代的製錬法を導入した³⁸⁾。明治25年末、藤田伝三郎の代人として、市之川鉦山をアンチモニー製錬法盗用の廉で松山地方裁判所に訴えた。

(7) 住友関係

広瀬担（生没年不明）

広瀬担は、明治28年市之川鉦山株式会社第4回報告に、役員名簿中監査

37) 田辺編、前掲『市之川鉦山物語』290～293ページ。

38) 田辺編、前掲『市之川鉦山物語』276ページ。

役として登載されている。広瀬については、「海南新聞」5028号で「元別子銅山住友分店支配人」と記されている。広瀬幸平が明治14年工部省から招いた人物である。

三 市之川鉦山事件の展開と E・H・ハンター

前提的作業にいささか紙数を費やした。いよいよ E・H・ハンターがいかに関わったかという点に焦点を合わせながら市之川鉦山事件の展開を検討しておきたい。一応つぎのような時期区分を採用し、それに沿って述べることとする。

〔前史〕江戸時代の市之川鉦山

〔第Ⅰ期〕廃藩置県～民坑（明治4年～明治16年）

〔第Ⅱ期〕官坑〔実態は藤田組経営〕時代（明治15年～明治21年）

〔第Ⅲ期〕民坑復帰後における経営形態の模索（明治22年～明治25年末）

〔第Ⅳ期〕ハンターによる支配権確立と直後の挫折（明治26年～明治29年末）

〔第Ⅴ期〕ハンター派追放のあと（明治30年～）

第Ⅲ期以降については、最初にその時期に発生した事件など記した簡単な年表を掲げ、そのあと関連する事項につき解説を付した。年表の期日は、基本的に記事の新聞掲載日によるが、掲載日以外の史料による場合には*を付した。

(I) 前史および藤田時代

〔前史〕

新居都市之川におけるアンチモニー鉦山の濫觴は、延宝7（1679）年曾我部親信³⁹⁾が同人の開墾地に於て発見したのに遡る。その後元文元（1736）

39) 曾我部氏は、もと四国に覇を唱えた長宗我部氏の一族であったが、永正5（1508）年、土佐騒乱のとき伊予へ移住し、元和元（1615）年、長宗我部親信の代において名を曾我部と改めたことに由来すると伝えられている。

年には曾我部は大坂屋源八と共同経営、宝暦7（1757）年金子村の伝右衛門の受負稼となるが、明和6（1764）年には休業に追い込まれている。当時の鉦山は、^{つち たかね} 鋤と鑿による手掘りに依拠していたため、低生産力と低技術の枠を脱することができず、かろうじて経営を維持するに過ぎなかった⁴⁰。

そしてその後数人に移転したあと、天保3（1832）年曾我部陸之助の請山となり、同12年よりは旧小松藩の直営となった⁴¹。

〔第I期〕廃藩置県～民坑（明治4年—明治16年）

明治4（1871）年の廃藩置県後、同鉦山は小松県から石鉄県へ引き渡された。しかし実際は以前の元請人曾我部陸之介・包介の両人が悉皆坑業権を委任されていた。

この当時の鉦業は、明治6年発布された日本坑法の下で坑区制度を採っていた。採鉦しようとする者は、地主から坑区を借り（これを借区という）た上で鉦山寮に願い出、許可の証として借区券の付与を受け、鉦物を採鉦するのである。

明治7年、曾我部陸之助・堀口幸八郎・曾我部徳太郎・河端熊助の4氏が借区の仮坑区券を下付され、組合稼ぎをおこなった。明治10年に至り伊藤隆太・伊藤包助を始め試掘借区人が続々輩出し葛藤の様相を呈したので、借区人を曾我部陸之助に一本化し、藤田伝三郎を代理とした。

この頃注目されるのは、明治12年アンチモニーの海外輸出の途が開かれた⁴² ことである。市場が国内のみならず海外にも広がり、アンチモニーの輸出によって多額の収入を得る見込みが生まれるようになった。

40) 染川隆俊「小松藩領市之川鉦山の研究」（西条市教育委員会『続資料集市之川鉦山』所収）。

41) 「市之川鉦山の歴史」（『海南新聞』第943号 明治28年5月2日付）。

42) 「当時河端熊助鉦石ヲ携へ上京シ工部省雇私人某ニ付キ精錬法ノ伝習ヲ得又其製品ヲ大蔵省印刷局ニ納付シ最良品ノ好評ヲ得タリ 其後神戸港居留外国人ノ需メニ依リ該鉦石若干ヲ売却ス 尋テ外国商人等競テ之ヲ習得シ海外輸出ノ道頓ニ開ケ需要日ニ多ク価格随テ上騰ス」（西条市教育委員会『続資料集 市之川鉦山』、26ページ）。

〔第Ⅱ期〕官坑〔実態は藤田組経営〕時代（明治15年—明治21年）

明治15（1883）年12月頃、曾我部陸之助は、藤田伝三郎を部理代人^{43）}とし、新借区の坑業を譲渡した。翌年5月25日、愛媛県は坑法違反（坑区税滞納、鉦区外採掘等）のかどで借区引上げ処分を断行した。そして、明治17年5月、鉦山を一括して大阪の藤田伝三郎に委託する措置をとった。

このような県の処置を専断であるとする非難の声が地元で高まった。西条に民権結社興風会が作られ、政談演説会などが盛んに催された。これは、民権運動の形をとりつつ、県と藤田組の癒着を批判する動きであった。このような時に起こったのが、「西条疑獄」事件^{44）}である。明治18年5月、興風会の演説会が警察当局によって禁止されたのに対して、演説会は死したも同然であると、演説会の葬式が執り行われた。その直後、葬式の費用を捻出するため興風会メンバーが河端熊助を恐喝したとの嫌疑で6名が逮捕・起訴された。第一審は全員無罪であったが、控訴審では逆転有罪（1名のみ無罪）となった。有罪判決の影響は大きく、西条の民権運動は潰滅した。しかし同事件は、当局のフレーム・アップ事件とみられる。詳しくは、別稿^{45）}に譲る。

こうして藤田は、明治19年6月愛媛県と鉦山採掘囑託の契約を取り交し、向う15年間の鉦山稼行の権限を獲得した。背景には、関新平（初代愛媛県知事）の開発独裁的強権的政治手法があった。

ところが、明治20年3月7日、知事関新平は在任中に急死し、状況が一変することとなる。関の後任には藤村紫朗が知事を拝命したが、藤村は在任1年で更迭となり、同21年2月29日後任として内務官僚の白根専一が任命された。

43) 代人規則（明治6年太政官布告第215号）第4条で、特にその委任する部分の代理をする者を「部理代人」とした。

44) 詳しくは、島津豊幸『愛媛県の百年』（山川出版社、1988年）を参照。

45) 矢野「西条疑獄事件」の構図——市之川鉦山事件の発端」（『えひめ近代史研究』69号、2015年）。

(2) 〔第Ⅲ期第一局面〕民坑回復期（明治22年～明治23年1月）

〔明治22（1889）年〕

9月20日 坑業解約命令。（「海南」3617号）

10月12日 藤田伝三郎は、白根知事を相手取り「鉦業解約命令差拒」の訴訟を大阪控訴院に提起。（「海南」3617号）

11月11日 網島会議一白根知事・藤田・古沢滋農商務書記官、網島の藤田別邸にて会談、古沢の説諭的調停を藤田拒否。（「海南」3633号）

〔明治23（1890）年〕

1月1日 *民坑に回復、前関係者に共同借区せしむる、この時点での株主は59名。（「海南」4452・4460号）

1月8日 共同会社開業式。（「海南」3677号）

この時期は、白根専一知事が藤田との囑託契約を解除して、鉦山が民営に復帰した時期である。これに関しては従来から、白根専一の果斷の処置が称揚されてきた。しかしこの前後の新聞を通読すると、この見方も一定の修正が必要であると感じる。

①「海南新聞」第3550号（明治22年8月4日付）

「目下上京中なる白根本県知事には日々農商務省へ出頭し岩村次官と協議する処ある趣なるが右は新居郡大生院村字市之川アンチモニー鉦山の紛議処分の為なりと」

②「海南新聞」第3595号（明治22年9月27日付）

「新居郡市之川安質母尼鉦山事件に付ては曩に本県知事白根専一氏が上京中大臣との間に往復もあり又た縁故者総代新居郡神拝村高橋寛造氏も此事に付先日知事に面会せしと聞き及びしが夫等の事より何か要件のありしものか右鉦山に關係の者十余名を召喚になり一昨日以来来松し昨日県庁へ出頭せしと云へり」

③「読売新聞」第4464号（明治22年11月10日付）

○古沢氏赴坂の用向きは何か

「去る六日午後京都発の汽車にて大坂に赴むきたる古沢書記官は旅館銀水樓に到着後直に腕車を馳せ目下中ノ島花屋に滞在中なる愛媛県知事白根専一氏を訪問し暫時対談の上帰宿したる由（中略）尤も一部の風説は古沢氏が同日午前10時より白根知事と事を併べて網島なる藤田伝三郎氏を訪ひ数刻密談したる事などより必定同氏の用向は白根知事と藤田氏との間に起りたる坑業解約の命令差拒の訴訟一件に付き仲裁を試むるため白根知事と古沢氏とは如何なる関係なるか知るべからざるも去五日発兌の毎日新聞電報欄に「白根知事は昨日井上伯よりの電報に依り直ちに神戸に赴けり」と松山発の音信あるを見れば或は井上伯の意に出でたるものなるか」

④「海南新聞」第3633号（明治22年11月11日付）

○網島会議

「白根本県知事上阪中古沢農商務書記官と往来頻繁にして果ては網島藤田伝三郎氏別邸に会議せし理由は前号に記載せしが恰も同日相談最中のことなりとか予て三田尻、神戸辺に往きつ戻りつ居たる野村顧問官は元三池鉦山局事務長小林秀知氏を従へ午前十一時五十分神戸発の汽車に塔じて上阪し共に車を馳せて網島なる藤田氏の別業に來合せたるにぞ（中略）同子上阪の理由に就ては其次第を知る能はざるも井上伯の囑託を受て白根、藤田両氏の間には調停を試むる者なるべしとの風説は最も其多に居りしが如し其又後報に抛れば這は全く白根知事より藤田氏に向て示談を申込みたるものにして（中略）藤田氏に於て承諾べき気色もなく且つ古沢氏が仲裁を試むるにもあらずして単に取消すべしと云が如き説論的の語を以て調停せんと為に至ては断じて其申込に應じ難し飽迄法廷の審理に其結局を任かせんと云ひ居由なれば多分調停は其効なかるべしとの説真に庶幾きが如し」

以上一連の記事によれば、藤田に対して「坑業囑託契約解除命令」を与

える（9月20日）前後において、白根知事は農商務大臣（当時は井上馨）、次官岩村通俊、古沢書記官と頻繁に会合していたことがわかる。このうち岩村と古沢は高知県人というだけでなく、藤田とは因縁がある仲であった⁴⁶⁾。井上馨と藤田そして知事の白根も長州出身であるが、井上の思惑は藩閥や知己という範囲を越えたものであったかも知れない。ハンター嫌疑取調委員長小川健一郎の報告中に「陸奥前農商務大臣が談話中会まハンダー問題に及び、困ったものだ……尾去沢銅山にもケ様の事あらんとせしが、当時の大判事河野敏謙氏の尽力に依て免かれた云々」という情報が添えられてあるが、あながち荒唐無稽と一笑し去ることはできない。藤田の別邸で持たれた網島会議のほうは、古沢の説諭的調停を藤田が拒否したので、この時点での合意はならなかった。

(3) 〔第Ⅲ期第二局面〕長屋忠明事務長期（明治23年2月～明治24年2月）

〔明治23（1890）年〕

2月8日 共同鉱山事務長に長屋忠明の招聘決める。（「海南」3702号）

4月28日 藤田の訴訟、8万円下付で落着。（「読売」4618号）

7月15日～ 市之川鉱山借区人総会、大生院村民の一部40～50名乱入。

（「海南」3836号）

〔明治24（1891）年〕

2月21日 帝国議会で高梨哲四郎、市之川鉱山没収について質問書を提出。（「読売」4917号）

民坑回復後、資本力に乏しい小借区人が乱立することとなり、経営は安

46) 関新平知事は岩村高俊（通俊の弟）の後任の愛媛県知事である。関は高俊の政治を覆したことで知られる。また古沢と岡崎高厚とは、関西の民権運動の展開時、提携した仲であり、藤田伝三郎とは新聞経営をめぐって激突した関係である。後注52) 参照。

定を欠いた。また借区株の譲渡・転売や借金の抵当なども頻繁に行われ、訴訟も絶えることがなかった。藤田との訴訟は、さまざまな調停工作の結果、県が藤田に8万円を下付することで結着した。

長屋事務長 鉦山経営の安定をめざして、共同会社方式が模索され、同年2月元松山藩士長屋忠明が同鉦山の事務長に招かれた。しかし長屋は、借区人総会や整理委員会の混乱等を取めることに失敗して退いた。

ハンターの市之川鉦山関与の発端 E・H・ハンターは、いつごろ四国市之川にあるアンチモニー鉦山のことを知り、その買収を試みるようになったのであろうか。これについては、『日立造船百年史』の中に、つぎのような記述がある。

本業が成り立たない限り、金になることなら何にでも手を出すしかない。ハンターと秋月は、大阪鉄工所の操業開始に引き続いて、初年度から必死になって様々な事業を企てた。当時四国の市之川鉦山のアンチモニーが輸出されていたので、その輸出を思い立ち、同鉦山の買収に骨を折ったが成功せず、転じて大和十津川の鉦山を買収し鉦石を輸出した。しかし精製した方が有利なので、御影に精錬所の建設を計画したが、これも付近住民の反対で果たさず、荒地地であった芦屋に、翌15年、日本最初のアンチモニー精錬所を設置した。見本品は立派だったが、量的成果は上がらなかった。清国から粗鉦を輸入してみたが製錬事業には多額の経費が掛かることから中止せざるを得なかった⁴⁷⁾。

『日立造船百年史』によると、四国市之川鉦山のアンチモニー買収にかかったのは大阪鉄工所の開業（明治14年4月開業式）の2年後と書いている。するとこれは明治16年くらいのこととなる。しかしこの記述には疑問があり、にわかに信じることは難しい⁴⁸⁾。

47) 前掲『日立造船百年史』12ページ。

48) まず『日立造船百年史』が下敷きにした『七十五年史』には、市之川鉦山についての言及はない。またこの時期、ハンターは資金難に陥っていたので市之川鉦

ハンターが市之川鉱山の買収にとりかかったのが、明治10年代半ばであるかそれとも20年代以降であるか、現時点では留保しておきたい。

(4) 〔第Ⅲ期第三局面〕三浦安事務長期（明治24年3月～明治25年8月）

〔明治24（1891）年〕

3月11日 市之川共同鉱山の事務長に三浦安氏を依頼，三浦承諾。

（「海南」4027号）

4月7日 市之川鉱山の坑夫1,000余名が暴動，整理委員の整理案に不満。（「海南」4051号）

5月11日 ＊ハンター・竹内・岡崎の3氏会合（森恒太郎「見聞録」）。

（「海南」4463号）

〔明治25（1892）年〕

2月25日 住友・市之川・モルフ商会3者の葛藤。（「東京朝日」2170号）

4月14日 市之川鉱山株主臨時総会，三浦案をめぐる甲論乙駁。（「海南」4358号）

4月16日 ハンター記事初見一株券20余枚分を有する。（「海南」4360号）

6月1日 鉱業条例，実施

6月10日 臨時総会開会。株主間の衝突。（「海南」4452・4654号）

6月15日 「外人ハンダー問題」，動議として現わる。（「海南」4455号）

6月21日 ハンター問題取調委員会を設置。（「海南」4416号）

8月12日 三浦安より全権委託の謝絶・委任解約の申し出。（「海南」4461号）

8月一日 ハンター問題取調委員小川健一郎が総会へ報告。（「海南」4463号）

山の買収に手を出す余裕はなかったのではないか。さらに、地元新聞「海南新聞」には外国人の買収などそれを感じさせるような記事が全くないということ、などから抱いた感触である。

三浦事務長 翌24年3月、三浦安が市之川共同鉱山事務長に迎えられた。当時の紛議の焦点は、旧西条藩や旧小松藩の士族株をめぐる問題であった。三浦は、この問題に対し、株券割当制の導入を提案するなど整理に取り組んだが、さらに「外人ハンター問題」が登場し、混乱に拍車をかける事態となった。三浦は、整理の意欲を失ったのであろうか、25年8月委託された全権を返上、委任解約を申し出た。

ハンター記事の初見 「海南新聞」にハンターの名前が登場する最初は、明治25年4月16日付の記事である。この記事では、「目下株主の事情にてはともその出金は六ヶ敷又た剰余株券売買の件とて株主中にて買入るゝの勢力家なく独り神戸市商館「ハンダー」氏は有力にして且同山の株券式拾余枚を有し居れば無論之をめ買占んこと容易なり」と述べて、注意を喚起している。

ハンターと高知派との接点 ハンターに対して市之川鉱山の情報をもたらし、同鉱山への介入を勧誘したのは、高知派であると考えられる。たとえば、「海南新聞」第4635号（明治26年3月25日付）は、「国民的運動」と題する記事中に、「外人ハンダーの市之川鉱山に関係あることは殆んど秘密の公然となり居る事実なるが其起因を尋ぬれば元高知人某の周旋に出でしことにて」とのりがある。すなわち、関西実業界におけるハンターの活動、なかんずく高知県＝土佐人脈との交流から聞き知った可能性が高い。

ハンター問題取調委員会 さらに注目されるのは、ハンター問題取調委員長小川健一郎が明治25年8月臨時総会においてなした報告である。ここで小川は、「ハンターが市之川鉱山買収に関与している」ことを示す14の事由を挙げた⁴⁹⁾。

小川健一郎氏が総会に提出せし十四ヶ理由のは所謂証拠と見へき力ある者にあらずして、只取調をなすべしと云ふの理由たるに過ぎざるものなり、其十四ヶの理由と云ふの大要は

49) 同紙明治25年8月に12回にわたって連載された森恒太郎「市之川鉱山見聞録」の最終回（8月14日）で紹介された。

一 陸奥前農商務大臣が談話中会まハンダー問題に及び、困ったものだ……尾去沢銅山にもケ様の事あらんとせしが、当時の大判事河野敏鎌氏の尽力に依て免かれた云々

二 阿部彦太郎氏⁵⁰⁾の談話にハンダーと心易きゆへ引受くる云々

三 廿四年四月上旬岡崎，秋月，ハンダー三氏の対談の事

四 廿四年四月下旬永見某とてハンダー氏の代理として竹内綱氏との打合せ，及同年五月十一日ハンダー，竹内，岡崎の三氏会合の事

五 廿四年二月種田誠一，池田浩平の二氏が藤田伝三郎氏と相談し，其中に外は纏るがハンダーは中かなか纏らぬ云々

六～十（省略）

十一 仲田氏等の買入株に対し残金の融通は竹内綱氏等の世話にて，ハンダーが出金し居る事

十二～十四（省略）

この情報を鵜呑みにするのは問題であるが，ここに竹内綱の名前が頻繁に登場することに，興味曳かれる。竹内綱は，改めて言うまでもないが，土佐出身の大物政治家である。本情報によれば，竹内綱は，ハンター，秋月〔清十郎〕，岡崎〔高厚〕らと懇意に会話を交わす仲であり，市之川鉦山買収について頻繁に情報を交わしているらしいことも示唆されている。

遺憾ながら筆者は，現在この記事の他にはハンターと竹内綱との関係を示す史料に接してはいない。しかし，ハンターと竹内綱が旧知であった可能性は否定できない。竹内は，明治2年から7年にかけて大阪府典事ついで参事に任じており，その折り安治川築港計画を推進していた。岡崎高厚もまた大阪組合代言人の有力メンバーで大阪をフィールドに活躍していた。したがって，ハンター－秋月－（阿部彦太郎）－岡崎－竹内綱というつながりを想定することは，決して荒唐無稽な推測とは言いつれないのである。市之川鉦山と高知人 またそもそも市之川鉦山は，土佐とは深いつながり

50) 阿部彦太郎は，大阪商船取締役である。

が存在した。アンチモニー鉞を発見した曾我部家は、元々長宗我部政親の一統であったが、秀吉の四国統一後伊予に下り「長」の1字を取り去って大生院村に逼塞したと伝えられている。また鉞石の試掘や採掘には、土佐の山師が参入し、関与したのではないかと考えられる。例えば、安岡庄太郎は、土佐の土豪（一領具足）の系統を引く者だったのではなかったか。さらに、藤田伝三郎の同鉞山独占に反発した西条興風派など伊予の民権派と、土佐の民権派との連携が指摘されよう。

このように高知派とよばれる一群の者たちが市之川鉞山に関係しており、ハンターが同鉞山の買収に乗り出した時、彼等はハンターによる株取得に協力し、またハンターの同盟者としてハンターを陰に陽に支持する行動にでたことが看取される。

岡崎高厚、登場 市之川鉞山問題に関して、岡崎高厚の名前が「海南新聞」に登場するのは、この時期以降である。

岡崎がどのような経緯で市之川鉞山に関与するようになったかは不明であるが、私は、「高知派」を介してハンターと、あるいは直接ハンターとの人的つながりから関係するようになったのではないかと考えている。

市之川鉞山問題に首を突っ込む前の岡崎については、徳永高志「岡崎高厚小論」⁵¹⁾が検討している。岡崎は、代言人として活動を開始し、政治活動に幅を広げたが、その後ブルジョアジーに転身した人物として描かれている。

初期の経済活動では、琵琶湖の汽船会社大津真宗丸の経営参加が目につく。当時、藤田伝三郎の主導する太湖汽船との競争・紛議が惹起し、大阪商船会社の広瀬幸平の仲裁で決着したことが徳永によって紹介されている⁵²⁾。また岡崎は、北海道の水産会社「日本帝国水産株式会社」の副社長

51) 徳永高志「岡崎高厚小伝——自由民権運動から企業経営へ——」（松山東雲女子大学人文学部紀要1号、1993年）。

52) 徳永、前掲論文、112ページ。また同論文113ページは、岡崎の「大阪日報」から「浪速新聞」への転身に、藤田伝三郎が「大阪日報」の経営に乗り出したことが背景にあったことを指摘する。これらからみると、大阪時代の岡崎高厚と藤田

に就任し、経営に係わったが、どうも不首尾に終わったようである。徳永は、明治25年ころから同30年ころまでの岡崎の経歴が見当たらないと記しているが、実は愛媛県に還っており、市之川鉦山に首を突っ込むようになっていたのである。岡崎は、同鉦山がハンター問題で揺れている明治24年頃この地に到来し、「松山派」の代表格としてふるまっていたが、いつの間にか紛議全体のとりなし役を務めるようになった。そして、鉦山が株式会社組織化を模索する過程で、重要役員に擬せられるようになり、専務取締役そして社長に就任し同鉦山を代表する地位上り詰めた。岡崎について、『日本鉦業会誌』は、市之川鉦山の紛議を収めその後の隆盛の基盤を作り上げた人物として高い評価を与えている。

〔明治〕廿三年一月旧借区人及関係人等五十余名ニ下渡シ共同執業セシム 爾来紛擾絶ヘズ或ハ長屋忠明入り或ハ三浦安事務長トナリシモ僅カニシテ出デ序デ岡崎高厚入り苦心経営ノ上同廿六年六月会社ニ変更シ該借区ハ鉦業特許証ニ引直シ其ノ鉦区九十萬坪余ニシテ現時市之川鉦山株式会社ノ有トナリ引続キ鉦業ヲ継続セリ〔編者云ク愛媛鉦業会ニ於テハ市之川鉦山ニ於ケル多年ノ紛擾ヲ整理セシハ偏ニ岡崎高厚氏ノ敏腕ニ由ルモノトテ其功勞ヲ彰表スル為メ同氏ニ紀念品ヲ寄贈セシ由〕⁵³⁾

他方、これと全く異なる評価もある。愛媛に舞い戻った当時の岡崎の様子について、「海南新聞」第4800号（明治26年10月6日付）に辛辣な記事が載っている。「東予の途上」と題する連載の第15回目である。筆者は「俗物生」とある。断っておくが、私は記事の内容がすべて真実であると判断しているわけではない。しかし、岡崎の人物像を知る上で、重要と考えるので全文引用する。

同坑山の事務長岡崎高厚氏を知らるゝや諸君は余り同人を知られざ

↘ 伝三郎は、不倶戴天とまではいえないが、容易に妥協できる関係ではなかったといえよう。

53) 「市之川鉦山沿革誌」（『日本鉦業会誌』123号、1895年）162ページ。

るべし同人は四十余に年齒に候へども顔は小作り体は瘦せて背高き方にて都会に久しく棲み派手な風采に慣れたる丈に正当の年齢よりは三ツ四ツ若く見る人も有之候（岡崎氏に聞かせば一升おごり可申候）生れて松山藩の士なりしが夙に志を立て十数年前に故里を出発して東京大坂あたりに往来し後代言となりて大坂に仮住を構へぬ 以後今に至る迄彼が失敗を交へたる事業の成敗興亡を数ふれば彼は其の終りに於て多く失意落魄の人なりしを知るに足るなり 然れども小生は同人に怨なし 強て其の失敗を数へ立つるが如き事を不致候 同人が飄然来たりて市之川山に關係の手を掛けしは今より二年半も前なりしなるべし セル地の背広を着して西条町大字栄町に住する何とやら云ふ男の名義を以て同坑山の総会に上りし同人の風采は一個の都人士にして数十の田舎漢中に光彩を添へ候以後同人が同山の為めに運動するや世人は何と評したりしや 試みに当時の新聞を開き見るも世人が同人を罵倒せんと試みしは明に候 或は云く「ハンダー」の尻をねぶりにて口腹を肥やす者なり或は曰く神戸派の手先きなり 或は曰く市之川鉦山を乱さんとする者なり 或は曰く何或は曰く何と 然れども同人は此の罵詈雑言と嘲弄と（目的は抗撃）を顧みず深く其のテを入れんと計るや世人の抗撃は之と正比例に沸騰し遂には壯士は行きて同人に糞汁を投じ或は途に同人を□して乱打頻りに舞へり 之を江戸ッ子の意気地より申さば吉良義英を切りし赤穂の殿様を学ぶは岡崎氏が正に然るべき処なりと雖ども之を利益の上より利害に照して考ふる時は市人の跨を潜りし唐人に倣ふて一時の屈を忍ぶは同氏の為めに得策なり 然して氏が遂に後策を取りて心棒を槍り通せしは小生の甚だ感々服々たる処に候 同氏が同山に対する意見や方法の如きは未だ耳にせず候間批評する能はずと雖ども失意の余り手腕を同山に投じ紳士が到底忍び能はざる魔界の屈辱を忍びて目的の繩に堅く手をかけし同氏の手並に至りては何ぞ感ぜざらんとするも得んや 同山若し正理の競争場ならんには知らず仮りにも利益目的の商売たる以上は目的は利益なり 大きな声

にては申上げ兼ね候へども少々位の理に欠け候処あるも小生なら先づ構ひ不申候外に君子を装ひ内に狼の如きは今之世の常グズグズなされなど知人へは尽く申居る事に候 同氏が業務長としての手並は先づ上等の方なり尤も正理とか徳義とか云ふ方角より申すに無之眼中正邪なく理非なくして云ふ時は同氏の如き事務長の任に適したる性格ならん 然れども特に云ふ氏の同山に対する意見及び所業の如き世人の評する如くんば大に抗撃すべきものあり機を得れば尚ほ筆を改めて更らに同氏の批評を試むる事あるべく候

この記事の中で最も注目されるのは、帰還した当時の岡崎は、周囲から「ハンターの手先」と見られていたということである。仲田槌三郎ら松山の資産家を引き入れたのも、岡崎である。ただしこの筆者「俗物生」は、岡崎の事務長としての手腕は人並み以上であるとの評価を与えている。

モルフ商会問題の発生 「東京朝日新聞」第2170号（明治25年2月26日付）に「アンチモニーの葛藤一件」と題する記事が掲載された。この問題は、次の時期に大問題に拡大する。ここでは記事のみを引用し、詳細のコメントは〔第Ⅳ期第1局面〕に譲る。

〔雑報〕 ○アンチモニーの葛藤一件

日外の紙上に記したる如く伊予国周布郡市之川鉦山にては曾て神戸居留地八十二番館モルフ商会へ時価を以てアンチモニー六万噸の売約を為せしが都合に依り右のアンチモニーを神戸なる住友支店に担保品として差入れ相当代価六万円程を借受け居たりしに其後アンチモニーの相場意外に騰貴したるより市之川鉦山は前約を破り他の商人へ売却して其代価を受取り以て住友氏に対する弁償を了へんとせしもモルフ商会は故障を申出で直に住友支店にあるアンチモニー六万噸の内五万三千噸に向て仮差押を為したれば爰に住友氏と市之川鉦山、市之川鉦山とモルフ商会との葛藤となり住友氏は右のアンチモニーの担保期日は去年十二月限りなれば既に流れになりしものなりと主張せしも最早モルフ商会より仮差押をせられたれば其品物を動かす能はざるよ

り太田保太郎氏外二名を代言とし其筋に出訴せしに去る廿二日遂に原告の敗訴となりし由なれば此上は市之川鉦山とモルフ商会との談判と成るべき筈なるが此先如何に成行べきものによ

(5) 〔第Ⅲ期第四局面〕 混迷の時期（明治25年8月～同年12月）

〔明治25（1892）年〕

8月26日 市之川鉦山と住友の間で委託販売の定約調う。（「海南」4473号）

9月8日 西条士族の内訌，西条士族は早晚株を売る形勢。（「海南」4484号）

9月16日 市之川鉦山の紛議は長屋忠明氏が仲裁。（「海南」4491号）

10月30日 モルフ商会との一件は鉦山側の敗訴。（「海南」4520号）

12月21日 三菱会社への硫化販売委託。（「海南」4568号）

12月27日 春原隈次郎が市之川鉦山をアンチモニー製錬法盗用で松山地裁に告訴。（「海南」4573号）

長屋調停 明治25年末，旧西条士族内の争いに端を發した争いが収拾つかなくなった。再び長屋忠明が仲裁人として招聘され，再度脚光を浴びることとなった。長屋は尽力して，調停案をまとめあげた。一時はこれでまともとの観測もあったが，翌26年初頭には，長屋調停案のうち「役員増員」だけが採択され，他は棚上げとなり，結局徒勞に終わった。

(6) 〔第Ⅳ期第一局面〕 ハンター支配へ，途上の葛藤（明治26年1月～同年6月）

〔明治26（1893）年〕

1月7日 帝国大学工学博士野呂景義，仲裁人となる，示談成立。

矢野：E・H・ハンターと市之川鉱山事件

〔海南〕4577号)

- 1月18日 市之川鉱山株主総会、長屋の調停案は第8条一重役の増員一のみ実行。(〔海南〕4590号)
- 2月2日 西条士族同盟会一市之川鉱山に利益金配当を請求する件。(〔海南〕4598号)
- 2月3日 市之川鉱山株主総会決議一組織を株式会社とし、社債を募る。(〔海南〕4599号)
- 3月1日 モルフ商会に対する負債4万6千円で市之川鉱山差押えらる。(〔海南〕4615号)
- 3月17日 ハンター一行、市之川鉱山に登山、鉱山を視察。(〔海南〕4632号)
- 3月24日 小松士族株(佐伯直次郎名義)利益金配分を求めて訴訟提起。(〔海南〕4634号)
- 〃 市之川鉱山、モルフ商会への償金のため8万8千円ハンタ商会より借入。(〔海南〕4461号)
- 4月21日～23日 《会社派》対《非会社派》の争い。
- 4月26日 西条士族総会、《請求派》一総会を請求対《総代派》一株式を売却。(〔海南〕4461号)
- 5月31日 モルフ商会対市之川鉱山訴訟、敗訴に服せず、大阪控訴院に控訴。(〔海南〕4491号)

長屋調停が重要な局面を迎えていた頃新たな問題が浮上した。それは、モルフ商会との訴訟事件である。明治25年10月市之川鉱山側は敗訴し、翌年3月には鉱山は同商会によって資産の差押えを受けるに至った。モルフへの負債と賠償金など約8万円の捻出に苦しむ鉱山側は、結局ハンターより借入した資金によって危機を乗り切った。この頃鉱山は、経営を株式会社化する方策に取り組んでいた。株式会社化することによって社債を募集し、経営基盤を強化するねらいもあったと見られる。資金調達や株式会社

化に奔走、存在感を顕わしてきたのが、岡崎高厚であった。

モルフ問題の進展 市之川鉦山が経営形態を模索していた明治25年から26年にかけて、同鉦山はさまざまな問題を抱えていたが、中でもモルフ商会との訴訟事件はきわめて重大な事態に立ち至っていた。

すなわち、明治26年2月末市之川鉦山はモルフ商会から4万円余の負債の抵当としてその重要財産を差押えられ、同鉦山は「狼狽一方ならず或は重役会を開き或は株主協議会を開き上下頗る騒然たり」という状況に陥った⁵⁴⁾のである。

まず、一方の当事者である「モルフ商会」とは、何ものであったか。神戸外国人居留地の外国人商館の一覧表⁵⁵⁾によれば、「モルフ商会」は、神戸居留地82番に所在し、英字名称は、H.C.Morf & Co. 館主は、F.Grrnwald. であった。輸出入の貿易を主たる業務とし、扱う商品は輸入が、「羅紗、毛布、燐寸、染粉、アルコール、カタン糸、時計、洋酒、象皮、牛骨類」、そして輸出が、「安質母尼、満俺、銅、硫黄、燐寸、竹材、華苾、段通、寒天、樟脳油等」とある。その他保険も取り扱っていたようで、North-British and Mercantile Insurance Company of London and Edinburgh:&c. の代理店 Agents と記載がある。

モルフ商会は、もと横浜居留地の商人で生糸を中心に貿易を行っていた。その後、神戸に進出してきたと見られる。

モルフ商会と市之川鉦山の葛藤には、住友の神戸支店も絡んでいた。経過は非常に込み入っているが、各種新聞報道をもとに整理すると、概略つぎのようである。

明治24年頃市之川鉦山は、モルフ商会へ時価を以てアンチモニー6万噸の売約をなしていた。しかし都合により（資金面の都合か）右のアンチモニーを住友神戸支店に担保品として差入れ相当代価6万円程を借受けていたという。その後アンチモニーの相場が意外に騰貴したので、市之川鉦山

54) 「海南新聞」第4615号（明治26年3月1日付）。

55) 田井編，前掲『外国人居留地と神戸』所収。

は前約を破り他の商人へ売却して其代価で住友氏に対する弁償をなそうとした。これに対し、モルフ商会は故障を申出で直に住友支店にあったアンチモニー6万噸の内5万3千噸に仮差押をなした。住友は右のアンチモニーの担保期日は去年12月限りなので既に抵当流れになったと主張しアンチモニーの引き渡しを求め出訴したが、モルフ商会から仮差押されていたので品物を動かすことはできないと明治25年2月22日原告（住友）の敗訴となった⁵⁶⁾。

そして今度は市之川鉦山とモルフ商会との裁判となった。この裁判は、英国領事エンスレーに依頼した仲裁裁判であったとみられる⁵⁷⁾。英国領事の「私裁」は、同年10月市之川鉦山の敗訴となり、同鉦山はモルフ商会に対し4万5千円の賠償金を負うこととなった⁵⁸⁾。その時鉦山は、モルフ商会への賠償金の他4万円ほども調達する必要があった（前記住友への弁償金か）ので、金策に奔走することになった。役員達が金策に大わらわであった時、現地の役員は「同商会へ払い渡すべき償金4万8千円（前日来4万5千円とせしは誤り）は払ひ渡さざることには申込得る」と判断し、英国の代言人某に依頼した⁵⁹⁾。

そこでモルフ商会は前記賠償金を確保するため、明治26年2月鉦山の財産に対し差押えをかけたのである。「同鉦山重役の財産、同鉦山所属の製煉場及び幸徳丸に積込み居る鉦物に至るまで悉皆を差押へたる由なるが尚株主全体をも差押ふるの覚悟なり」⁶⁰⁾と、差押えの対象が広汎に亘っていたので、パニックを引き起したのであろう。

これに対し鉦山側は、差押えを解除するため4万5千円を金策・調達し、岡崎高厚が裁判所に供託した。取りあえず差押えは停止されたが、鉦山側は一連の問題を解決するため8万8千円の金（モルフ商会への賠償金と住

56) 「東京朝日新聞」第2170号（明治25年2月25日付）。

57) 「海南新聞」第4626号（明治26年3月14日付）、同第4635号（同3月25日付）。

58) 「海南新聞」第4520号（明治25年10月22日付）。

59) 「海南新聞」第4561号（明治25年12月11日付）。

60) 「海南新聞」第4615号（明治26年3月1日付）。

友への負債)を調達する必要があった。この金はハンター商会からの借入でまかなったとみられる⁶¹⁾。鉱山を一時危殆に陥れたモルフ商会への賠償金は「払ひ渡さざることに申込得る」との判断は、領事による仲裁裁判には従わなくてもよいとの見解からと思われるが、その希望的観測は、神戸地方裁判所の判決(明治26年3月21日)「英領事が与へたる仲裁判断に基く強制執行は適法なり」⁶²⁾によって打ち砕かれた。モルフ商会と市之川鉱山のさしもつれは、最終的には、鉱山所より3万9千円の損害金を差し出す事で示談がまとまり、同年9月23日に着した。

こうしてモルフ商会と市之川鉱山との紛議は収束することとなったが、結果として鉱山はハンターに対して8万円の負債を負うことになった。ハンター商会から借金をすることを潔しとしない一部役員(河端熊助ら)は、住友から援助を受けることで危機を乗り切ろうとさまざまな工作をおこなったと見られる。この時浮上したのが市之川鉱山産の硫黄の販売権をめぐる問題であった。煩雑にわたるので、この経緯は省略する⁶³⁾。結果として河端熊助らの住友持ち出し工作は成功せず、ハンターによる鉱山の経営権掌握を妨げることはできなかった。

株式会社化の模索とその目論見 モルフ商会とのもつれが続いていたこの頃、市之川鉱山は、経営を株式会社化する方策にも取り組んでいた。これは会社組織の近代化を図ったというよりも、資金調達の手段であったように思われる。すなわち、株式会社化することによって社債の募集が可能になるので、これによって短期的および長期的資金調達の一助としようというわけである。しかし、社債販売は進まず、結局ハンター依存度を高めることになった。

61) 「東京朝日新聞」第2496号(明治26年3月24日付)。

62) 「東京朝日新聞」第2497号(明治26年3月25日付)。

63) この間の経緯については、「海南新聞」第4724号(明治26年7月8日付)、同第4765号(同8月25日付)を参照。

(7) 〔第Ⅳ期第二局面〕ハンター支配の確立（明治26年6月～明治27年末）

〔明治26（1893）年〕

- 6月20日 *市之川鉱山株式会社，発足。
- 7月20日 西条士族請求派，総会で勝利。（「海南」4734号）
- 8月5日 「市之川鉱山社債募集条規」。（「海南」4748号）
- 9月26日 市之川対モルフ事件—3万9千円出すことで決着。（「東京朝日」2653号）
- 10月10～12日 西条士族鉱山株同盟規約。（「海南」4803号～4805号）
- 11月— *仲田槌三郎，市之川鉱山の負債償却のため硫化をハンダーに売却。（「海南」4875号）

〔明治27（1894）年〕

- 2月27日 市之川鉱山株主総会，重役総辞職を受け選挙。（「海南」4914号）
- 3月11日 重役の再選挙。（「海南」4924号）
- 4月26日 本社を神戸へ移す案が浮上。（「海南」4961号）
- 9月23日 西条士族総会是非売山派の勝利。（「海南」5090号）
- 9月27日 〔広告〕本社を神戸市栄町3丁目19番地に移転。（「海南」5093号）
- 10月26日 西条士族総会，士族株主700名に同盟証を交付。（「海南」5117号）

市之川鉱山株式会社の発足

明治26（1893）年6月20日，市之川鉱山株式会社が発足した。「市之川鉱山社債募集条規」から伺うことができる設立時の役員構成は，つぎのようであった。

有限責任市之川鉱山株式会社

専務取締役	岡崎	高厚
取締役	河端	熊助
同	宮地	正彰
監査役	小山判	四郎
同	岩田	久蔵
同	秋葉	豊平
名誉相談役	工藤	善次
同	吉田保次郎	
同	秋月清十郎	
同	仲田槌三郎	
支配人	渡辺万寿太郎	⁶⁴⁾

それによると専務取締役に岡崎高厚、取締役には河端熊助、宮地正彰が就任した。また秋月清十郎が名誉相談役に、支配人に渡辺万寿太郎が名を連ねている。この時点では、松山派（岡崎、仲田）もハンター派に近いと見られていたので、市之川鉦山株式会社は、実質E・H・ハンターが支配する会社として発足したと推認できる。

本社の神戸移転 翌27年になると、本社を神戸へ移転させるという話が浮上する。「海南新聞」第4961号（明治27年4月26日付）に「今度市之川鉦山株式会社を神戸へ設置する事になさんとの事より株主秋月清十郎、渡辺万寿太郎氏等発起となり来る廿八九日頃神戸に株主懇談会を開く由既に夫々案内状をも出せり」との記事がある。既に案内状を出したとあるから、これは確定の事であった。

そして同年9月、市之川鉦山株式会社は本社を神戸市栄町3丁目19番地に移転した。神戸市栄町は、外国人居留地も近く、まさにハンターのホームグラウンドである。本社移転は、名実ともに市之川鉦山のハンター化が

64) 「海南新聞」第4748号（明治26年8月5日付）。

完了したことを示す象徴的事例と考えられる。

しかし気になることがある。それは、この本社移転の広告は、9月24日付けで発表されているのであるが、桑原政・愛宕直三郎というこれまで見かけない取締役の名前で出されていることである。

2人のうち桑原政は、安政3年2月（1856年）生まれ大正1年9月9日没。工部大学校卒「欧米各国を巡遊，帰国後工部技手，大学校教授補，工部大学助教授となった。のち住友別子銅山，藤田組に招かれ，清国天津海關道台盛宣懷に招待されて同国炭坑鉦山などを調査。豊州鉄道（株）取締役，同社顧問技師，第4・5回内国博覧会審査官，明治炭坑（株）社長を歴任。衆院議員当選3回⁶⁵⁾」。すなわち桑原は，住友や藤田組との関係が深い人物である。また愛宕直三郎は，詳しい経歴はよく分からないが，和歌山県の資産家のようなのである。

これまでとは異質の何かが，市之川鉦山やハンターを覆いつつあった。

(8) 〔第Ⅳ期第三局面〕ハンター支配の終焉（明治28年～明治29年末）

〔明治28（1895）年〕

1月24日 〔広告〕市之川鉦山株式会社第3回報告。（「海南」5187号）

5月15日 西条士族総会。（「海南」5278号）

7月9日 〔広告〕河端熊助，死去。（「海南」5325号）

8月1日 〔広告〕市之川鉦山（株）第4回報告。（「海南」5343号）

〔明治29（1896）年〕

2月8～29日 市之川鉦山で同盟罷業。（「海南」5498号・5509号・5511号・5515号）

5月12日 ハンダー株の買収でハンダー臭味の株主は一切排除。（「海南」5575号）

65) 日外アソシエーツ『新訂 政治家人名事典 明治～昭和』2003年刊。

8月12日 市之川鉦山重役（岡崎高厚社長ら）市之川鉦山に登山。
（「海南」5654号）

前期終盤の本社の神戸移転によって、ハンターによる市之川鉦山支配が完了したかの如く見えると記した。ところが、事態は翌明治28年に入って暗転した。まず明治28年1月24日の「市之川鉦山株式会社第3回報告」に添付された役員名簿を見てみよう。役員名簿は次のようであった⁶⁶⁾。

市之川鉦山株式会社		
明治二十八年	専務取締役	岡崎 高厚
一月	取締役	牧 相信
	同	和田 義路
	同	桑原 政
	同	愛宕直三郎
	支配人	宮本 正良
右之通り相違無之候也		
	監査役	仲田槌三郎
	同	工藤 善次
	同	小山判四郎

このメンバーを見ると、専務取締役の岡崎高厚は留任しているが、秋月清十郎や渡辺万寿太郎の名前は消えている。さきに本社移転発表時にはじめて名前の登場した桑原政・愛宕直三郎の両取締役は留任している。端的に言って、ハンター派の重役が一掃されたと言えるのではないか。

さらに半年後同年8月1日の「市之川鉦山（株）28年上半期報告」の役員名簿は、つぎのようであった⁶⁷⁾。

66) 「海南新聞」第5187号（明治28年1月24日付）。

67) 「海南新聞」第5343号（明治28年8月1日付）。

市之川鉱山株式会社

明治二十八年	専務取締役	岡崎 高厚
七月廿四日	取締役	和田 義路
	同	愛宕直三郎
	同	牧 相信
	同	桑原 政
	支配人	宮本 正良

右計算ヲ精査シ相違ナキヲ認め茲ニ連署報告ス

	監査役	工藤 善次
	同	仲田槌三郎
	同	小山判四郎

当社重役満期ニ付改選ノ結果左ニ当選上任ス

専務取締役（重任）	岡崎 高厚
取 締 役（同）	愛宕直三郎
同（同）	桑原 政
同（新任）	工藤 善次
同（重任）	牧 相信
監査役（新任）	広瀬 担
同（重任）	仲田槌三郎
同（新任）	秋月清十郎

上半季までの執行部のうち、取締役の和田義路、支配人の宮本正良、そして監査役の小山判四郎が退任し、下半季には取締役として工藤善次（監査役からの昇任）、監査役として広瀬担・秋月清十郎が新任となっていることがわかる。秋月清十郎が監査役として復活してはいるが、監査役であるから大勢に影響はないであろう。つまり、この名簿から判断されるかぎりでは、ハンター派は明治28年には一掃されてしまったということである。

この点は、明治29（1896）年5月12日の「海南新聞」第5575号に掲載された、「（市之川鉦山株式会社から）ハンダー臭味の株主は一切排除された」との記事によって裏付けられる。

「ハンダー株買収 新居郡市之川鉦山株式会社株主の内英人ハンダーの実権を有する株券は株式総数の三分の一弱あり 其實権を有するといふは株券面は素より日本人に成り居れども実際ハンダーの出資せるものなりと云ふ 之れが為め従来往々紛擾の素因と成り重役中に於ても頗ぶる痛心し之を排除せんとし居たれども何分機会を得ざりし所今度種々の方法手段を尽し右株券は悉皆重役に於て買収し尚ほハンダー派の臭味ある株主は一切排除し得て今は無垢の日本人のみとなり純粋なる株式会社となりたれば是れより市之川鉦山の基礎愈々鞏固なるに至るならんなどと同地方よりうまい投書ありたり」。

このような覇者交代劇は、いかにして生じたのであろうか。投書の「種々の方法手段を尽し」とは、いかなることを指しているのであろうか。

少ない材料から推測すると、まず考えられるのは岡崎高厚の動静である。すでに見てきたように、岡崎はハンターの意向を体現した要員として登場し行動してきた。その岡崎が、ハンター派一掃後の役員陣の中に残った。しかも専務取締役という最高の地位を維持したままである。これは、岡崎がハンター派から反ハンター派に鞍替えした事を物語っているのではないだろうか。

第2は、前年から加わった愛宕・桑原の2名の取締役、そして新監査役の広瀬担である。これまた推測であるが、彼らはハンター逐い出しを画策した一派によって送り込まれた新メンバーだったのではないか。ではその一派とは、何者だろうか。私は、最も可能性が大きいのは住友であり、次いで可能性のあるのは藤田組だろうと推測する。これは根拠の無い邪推ではない。つぎのような新聞記事を見られたい。

①「海南新聞」第4948号（明治27年4月11日付）

〔雑報〕○市之川鉱山株住友の手に入らん

市之川鉱山株式会社は先年来重役の専断にて有志株を以て住友氏より借入金を為したる処其の返金期限に至り延期を乞ふことは是迄屢々なりしが先月に至り其の年定期限も満ちたるより先月同地肴屋に開きたる株主総会に於て調金を兼ね住友氏に延期を乞ふ為め委員を選び岡崎高厚、小山判四郎、仲田槌三郎、秋月清十郎、川端熊助の諸氏当選し閉会后直ちに上神して住友氏へ懇願する処ありしに今回は更に聞入れなく委員に於ても甚だ困却し居るとのことなるが若し此上調金の出来ざるに於ては同鉱山過半の株券は住友氏の掌中に帰するならん

②「海南新聞」第4960号（明治27年4月25日付）

〔雑報〕○市之川鉱山株式会社現今の実況

市之川の負債高は去る三月を以て金拾五万三千円強なりしが這回大阪の金満家某が或る名義を以て金拾万円を投じ該山に対する諸権利の六歩を付議する筈にて全く金額も整ひ定約定決したり

株主の内小山判四郎氏を除くの他は何れも登坂中なりしが其要件は曾て去る三月限りにて住友吉左衛門より借受け居る金四万円の元利を返済して昨廿四日迄に一統西条へ集合し本日より将来該山の方針に付惣会を開設し諸般の要務を議する筈なり

市之川鉱山株式会社を神戸へ設置し市之川鉱山は工学士牧相信氏へ坑業上一切の事を囑託して専ら実務を執るに止めるとは大株主即ち這般新に加入し六歩の権利者の意見なりし（以下略）

③「海南新聞」第5028号（明治27年7月13日付）

〔雑報〕○鉱山株とハンダー

市之川鉱山株式会社にては再昨日市之川迎賓館に於て株主総会を開き元別子銅山住友分店支配人広瀬担、同理事阿部貞松両氏の整理株を一纏めにしてハンダー商會に売渡したるを取返したることに付き協議する所ありしが右株は又も廻り廻りてハンダーの手に帰せんとする事

が知れ折角の協議も一朝水泡に帰せし由

まず注目したいのは、この時期の市之川鉱山は株式会社化を果たしたものの、必ずしも財務状況は良くなかったことである。その最も大きな要因は、住友に負った債務であった（以上①②による）。財政難を乗り切るため、役員たちは、住友へ支払い期限延期を懇願したり、また「大阪の金満家某」による金10万円の投資に期待した。そして後者の10万円投資は定約が整ったと記しているのである（以上②による）。そして、第2に注目されるのは、元別子銅山住友分店支配人の広瀬担と同理事の阿倍貞松が整理株を保持していたことである（③による）。第3に、大株主の意向として、「市之川鉱山株式会社を神戸へ設置し市之川鉱山は工学士牧相信氏へ坑業上一切の事を囑託して専ら実務を執るに止める」という構想が示されている（以上②による）。文脈からこの大株主とは「大阪の金満家某」を指すとみられる。この金満家こそ、新役員を送り込んだ張本人と想像できる。では、この金満家とは誰か。私は、住友もしくは藤田の可能性があると考えているが、第3の人物である可能性も否定できない。

(9) 〔第Ⅴ期〕それから（明治30年以後）

その後、市之川鉱山の経営はやや安定を欠く形で推移するようになる。明治35（1902）年、鉱石価格の下落によって負債を生じ、会社は解散となった。解散後、工藤善次が私財を投じて市之川鉱業商會を発足させ操業を続けた。日露戦争時には、弾丸製造にアンチモニーを必要としたため、再び価格が高騰（当時12円前後の相場が80円以上に）、非常に好況を呈するようになった。明治39年、市之川鉱業株式会社を組織したが、戦争終結とともにアンチモニー価格が暴落し、明治45年には休業するに至った⁶⁸⁾。

68) 以上は、伊藤勇「明治時代市之川鉱山の研究」（『続資料集市之川鉱山』西条市教育委員会、1994年）、田辺一郎『市之川鉱山物語』（現代図書、2016年）、愛媛県生涯学習センター提供データベース「えひめの記憶」、などによる。

む す び

E・H・ハンターは、神戸外国人居留地を舞台に活躍した外国人実業家の中でもトップクラスの著名人である。また、愛媛県新居郡市之川のアンチモニー鉱山をめぐる紛議は、愛媛の近代史上有名な事件である。しかしこの両者は、これまで結びつけて考察されることはまったくなかった。これまでの考察によって、E・H・ハンターと市之川鉱山は明治20年代の一時期深く関わり合い、その後の両者の運命は鋭く分かれたことを明らかにすることができたと考える。

以下、本稿で展開した論旨の概略を記しておこう。

1. E・H・ハンターは、明治24年頃「高知派」の面々から市之川アンチモニー鉱山の情報を入手して関心を抱き、同鉱山の支配権獲得をねらって活動を開始した。
2. ハンターによる同鉱山の株取得は、まず「高知派」の株を取得することから開始された。さらにハンターの株取得工作は、西条士族および小松士族のうち、困窮いちじるしい面々の株買収に及んだ。
3. 明治24年頃愛媛県に舞い戻った岡崎高厚は、松山市在住の資産家を勧奨し、市之川鉱山買収に資金提供させた。こうして形成された「松山派」（「岡崎派」）は、ハンターの市之川鉱山買収に協力した。
4. 明治25年頃から翌年にかけて市之川鉱山は多くの困難に見舞われたが、中でもアンチモニー取引をめぐるモルフ商会とのもつれは、経営陣の判断ミスも重なり、重要資産を差し押さえられるという深刻な事態を招いた。
5. 市之川鉱山は、ハンターの提供した資金によって危機を脱したが、これによってハンターの影響力を一気に高めることになった。
6. 時あたかも同鉱山は、経営基盤の強化のため株式会社化＝組織の近代化を模索していた。これによって社債を発行し資金調達する狙いであったが、社債の販売ははかばかしくなく、ハンターへの依存度は益々高

まった。

7. こうして明治26年6月、市之川鉦山は株式会社化を達成した。経営陣の重要ポストはハンター派によって占められ、極めてハンター色の強い会社であった。明治27年9月の本社神戸移転は、ハンターによる同社支配の完成を象徴するかに見えた。
8. ところがこれ以降反ハンター派が強烈な巻き返しに出た。明治28年1月の市之川鉦山株式会社の役員名簿からはハンター派が消え、同鉦山からハンター色は、一掃されることになった。
9. この背景には、「松山派」の寝返り、あるいは住友資本の介入などがあったのではないかと推測されるが、確かなことは不明である。今後の考察に待ちたい。

最後に、なぜE・H・ハンターは、辛苦して入手した市之川鉦山の経営権を手放すことになったかという問題を考えたい。

ハンター支配崩壊を直接に示すものは市之川鉦山株式会社の役員交替であった。その要因が奈辺の事情に由来していたか。直接的な要因は、松山派（岡崎高厚）の裏切りあるいは住友資本（ないし藤田伝三郎）の介入に求められるが、いずれにしても推測の域を出ない。

明治27年から28年にかけて、新聞紙上に掲載される市之川鉦山関係の記事が激減してくる。そのことによって、同会社にかかわる情報が払底し、事態の推移を把握しがたいものとしている。では、なにが新聞掲載記事の激減という事態をもたらしたか。これは、この時期日清戦争が戦われていたからに他ならない。紙面は連日戦争関係の記事で埋められ、それ以外の記事にはごく僅かのスペースしか与えられなくなってくる。日清戦争の前後、ナショナリズムを掻き立て、戦意を高揚させる言論の論調が強まることが、これまでも指摘されている。このころ外国人に対する排外的論調も一気に高まった。

本稿の主題たるE・H・ハンターに対する愛媛県側の新聞論調は、当初から批判的・警戒的な傾向が支配的であった。曰く妾やその子を使って私

的野望を満たさんとする胡乱な「外人」という印象の記事が圧倒的である。そのような傾向は変わらないのであるが、日清戦争前後からそもそも外国人が鉦山経営に係わるのは国法違反であると批難する傾向が一段と強くなる。

例えば、「海南新聞」第5004号（明治27年6月15日付）「市之川鉦山株の売買に就て」では、「抑もハンダー問題たるや久しき以前より地方人士の口に上り事態甚だ軽からず是れ国法を破るものにして国家問題なりと迄に絶叫されしも」と、ハンターの鉦山株取得は「国家問題」とまで称するに至っている。批難は、秋月清十郎らハンター派と目される人たちにも及んでいる。「其の買手と称して今現に持て囃されつゝある秋月、阿部彦など称する人々は即ち其一派の一参謀にして畢竟ハンダーを中心として之をめぐる衆星なれば彼等の買収は即ちハンダーの買収ハンダーの買収は即ち全山を挙げて外人に引渡すものなり」と。そして、「此の派に従ふ者共こそ破廉恥の極不忠不義の輩と称すべきも利欲の念は恐るべく一時の利益の爲め陰然公然之に加担して種々の魂胆に無垢の良民を害する事多き」とも決めつけている。そしてこれに対抗するため、「聊かたりとも愛国心あるもの戒心して以て之に應ずべき道理なき筈なれども」と愛国心を掻き立てるのみならず、「有力者にして而して本邦人たる某々等は之を觀過して雲烟に付し去る能はず慷慨以て資を投じ彼等ハンダーの向ふを張りて買収にかゝり禍を未發にふせぐの意気込ありと吾曹は此の争をして本邦人同志の争ならしめば敢へて間然すべきなしと雖ども苟くも国法の許さざる外人をして国法を蔑視せしむるの残念なれば此の本邦人が大に慷慨心を以て外人の向ふを張るを快心の業と思はざるを得ず 地方株主充分留心して外人の手に其株を抛ち去る勿れ 国家の利益は卿等の手によりて保維せられつゝあるなり」（以上傍点一矢野）と邦人が蹶起・団結して株買収工作を展開すべきだと、訴えている。この論説が現実のハンター支配転覆にどの程度影響力を与えたか定かではないが、当時の雰囲気的一端を表しているであろう。

しかし、思い起こしてみると明治26年～27年にかけて市之川鉦山は、三

重苦〔モルフ商会に対する負債、住友に対する負債、藤田との特許をめぐる訴訟〕に青息吐息、経営の危機に直面していた。その危機から救ったのはハンターの資金であり、秋月や渡辺など使用人の活動ではなかったか。もちろんハンターにしても経営の合理的判断からそのように行動しただけで、愛媛県や鉱山に対する愛情から出た行動でなかったことは言うまでもない。ただ当時の法制においては日本国籍をもたない者が鉱山に関わることは厳禁されていたから、ハンター自らは顔を出さず、代わって妻や子あるいは使用人たちを表に立てざるを得なかっただけである。にもかかわらず「国法違反」と論難され、「国家問題」と呼号された。ハンターの企業支配が覆された背景には、当時の精神的雰囲気＝ナショナリズム高揚も影響を与えていたように思えてならない。

民間企業の経営者の役割は、まず第一にその企業を存続させること、第二に経営を通じて利潤をあげること、そして第三に事業を通して地域社会に恵沢をもたらすことであろう。しかしハンターを排したあとの市之川鉱山の経営陣は、いずれにも失敗したと言わざるをえない。他方鉱山経営から去らざるをえなかったE・H・ハンターについて、田住編『現代兵庫県人物史』は、神戸都市環境整備への貢献、条約改正に際して日本政府の条件を支持したこと、諸種の事業を創設・経営して日本の実業界に貢献したことなどを挙げ、非常に高く評価している。息子の龍太郎もまた、大阪鉄工所主としてその存続に尽力し、昭和11（1936）年日立造船に経営を譲渡するまで事業を継続した。また次男の範三郎も、明治末年朝鮮の金鉱山で成功を遂げ、大正期には大分県鯛生金山を取得、大正末年からは宮崎県見立錫鉱山の開発・経営などで更なる事業の拡大を遂げた。

ハンターなきあとの市之川鉱山とその後のハンター父子の事業を、単純に比較することはできないが、市之川鉱山側にはいちじるしくマネジメントの能力が欠けていたと言わざるをえない。ハンターを排除する企業内「政変」が、単に日本国籍を有しないということのみをもって企図されたのであったとすれば、軽率なことであった。

矢野：E・H・ハンターと市之川鉦山事件

〔付記〕 E・H・ハンターに関する史料の収集にあたっては、広島修道大学
附属図書館専門職員有田真理子氏、ならびに神戸市文書館石橋正好氏
にお世話になった。記してお礼申し上げる。

本稿は、科学研究費（基盤研究 C）「日本近代法史像のゆらぎから
再構築へ」による研究成果の一部である。